

各務原市学校建替基本方針 (案)

令和6年12月

各務原市教育委員会

目次

はじめに

第1章 各務原市学校建替基本方針策定の背景と位置づけ

1. 学校建替基本方針策定の背景	1-1
2. 学校建替基本方針の目的	1-1
3. 学校建替基本方針の位置づけ	1-1
4. 関連計画	1-2

第2章 各務原市の学校施設を取り巻く現状と課題

1. 学校施設の老朽化	2-1
2. 児童生徒数の減少	2-2
3. 学習スタイルの変化	2-3
4. 地域とのつながり	2-3
5. 多様性への対応	2-3
6. ライフサイクルコスト	2-4

第3章 各務原市が目指す学校施設

1. 未来を担う子どもたちに必要な学び	3-1
2. 基本理念	3-2
3. 各務原らしい学校施設	3-4

第4章 各務原市学校建替基本方針

1. 学び(を支える)空間	4-1
2. 生活(を支える)空間	4-15
3. 運動(を支える)空間	4-19
4. 管理運営等	4-23

第5章 各務原市学校建替事業の進め方

1. 学校建替に向けた検討の流れ	5-1
2. 各学校における建替事業の進め方	5-2
3. 今後の課題	5-6

資料編

1. 各務原市学校建替基本方針策定委員会 委員名簿	1
2. 策定委員会の取り組み方について	2
3. 対象施設について	3
4. 各務原市学校建替基本方針策定に関するアンケート調査について	4
5. 各務原市学校建替基本方針策定に関するワークショップの実施について	16

はじめに

○学校建替基本方針について

学校は児童生徒の学習の場であるとともに、多くの時間を過ごす生活の場でもあります。児童生徒の人権を尊重しつつ、学校の役割が十分に果たされるより良い教育環境を整備していくことが求められています。また、昨今ではバリアフリー化や環境配慮などの学校を取り巻く様々な環境も大きく変化してきています。

各務原市教育委員会は、将来の変化を予測することが困難な時代においても、本市に生まれ育つ子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓く力を育むことができる各務原らしい学校施設づくりを推進するため、「学校建替基本方針」を策定しました。

本方針は、学校建替の順番や統合等の具体的な内容を定めるものではなく、学校の建替の際に必要な施設のあるべき姿や整備の進め方を定めるものです。実際の学校建替の際には、各学校施設の老朽化状況や立地、将来の児童生徒数、市の財政状況等を踏まえた総合的な検討が別途必要となります。その際には、本方針を拠り所としながら、行政、学校、保護者、地域が共通の基本理念・考え方を共有し、ともに育ちあう空間を整備していきます。

なお本方針は、学識者、学校関係者、地域関係者からなる市の附属機関「学校建替基本方針策定委員会」からの答申内容を踏まえたものです。

○学校建替基本方針の対象施設

本方針は、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（令和2年度）」を踏まえ、本市が所管する小中学校施設25校（小学校17校、中学校8校）を対象としていますが、今後の学校建替事業に際しては、将来の児童生徒数を検証した上で対象施設を設定します。

○学校施設の分類

学校建替基本方針では、学校施設を構成する空間を次の通り分類し、整理しています。

学び(を支える)空間

ラーニングセンター

柔軟性・可変性のある空間

普通教室等

児童生徒の多様性に対応する空間

特別教室

執務空間

生活(を支える)空間

保健室

トイレ、手洗い場

学校給食調理場

運動(を支える)空間

屋内運動場・運動場

プール施設

管理運営等

安全・安心な教育環境

ユニバーサルデザイン・バリアフリー

避難所としての防災機能

地域開放・地域コミュニティの拠点、複合化

環境配慮・エコスクール

景観デザイン

第Ⅰ章 各務原市学校建替基本方針策定の背景と位置づけ

I. 学校建替基本方針策定の背景

ICT の活用などにより、学びのスタイルが多様に変化し、校内のあらゆる空間が子どもたちの学びの場となる可能性を秘めています。

国は、これからの中学校教育において、全ての子供たちの可能性を引き出すため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「令和の日本型学校教育」の構築を目指していくことが重要であるとしています。

また、学校施設においては、これらの学びに対応し、多様な教育方法や学習活動を自由に展開できるよう、柔軟で創造的な学習空間の整備を行っていくことが求められています。

さらに、エコスクールやSDGs、地域コミュニティの拠点など、学校には様々な役割が期待されています。

本市では、学校施設の老朽化や児童生徒数の減少等の課題があるなか、学校施設建替が進むことが想定されています。将来の変化を予測することが困難な時代においても未来を担う子どもたちが心豊かでたくましく自立した人として成長していくよう、新しい時代の学びに対応した学校施設の整備が求められています。

2. 学校建替基本方針の目的

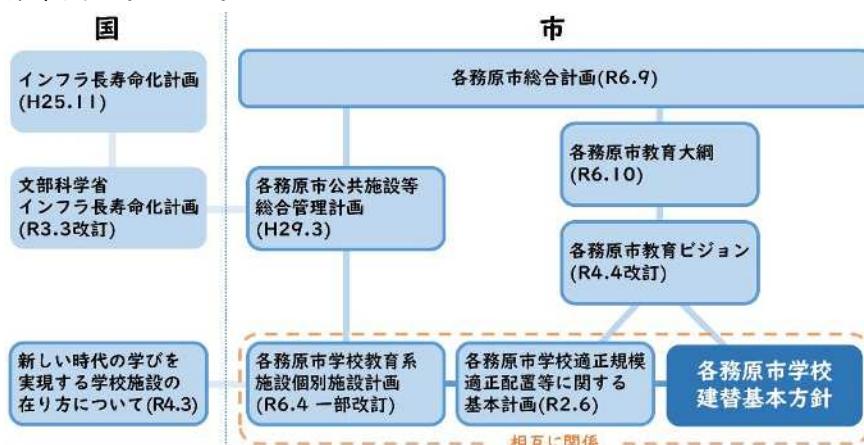
学校施設の建替にあたり、公立学校としてできる限り公平な教育環境を確保することを目指すとともに、地域から求められる様々な役割や機能を果たすことができるよう整備をすることが求められています。また、本市の小中学校は、この先、学校の建替が継続して進むことが想定されます。

そのため、本方針は、計画的で円滑な学校施設建替の推進を図ることを目的とし、各務原市の学校施設の「あるべき姿」や「整備の進め方」について、基本的な方針を定めるものです。

これにより、学校施設建替を契機に、これからの中学校が未来を担う子どもたちに最適な学びの場を提供するとともに、地域社会においても重要な役割を果たしていくことを目指します。

3. 学校建替基本方針の位置づけ

策定にあたり、上位関連計画の理念・考え方を反映します。以下に、本方針と学校施設に関連する計画との体系図を示します。

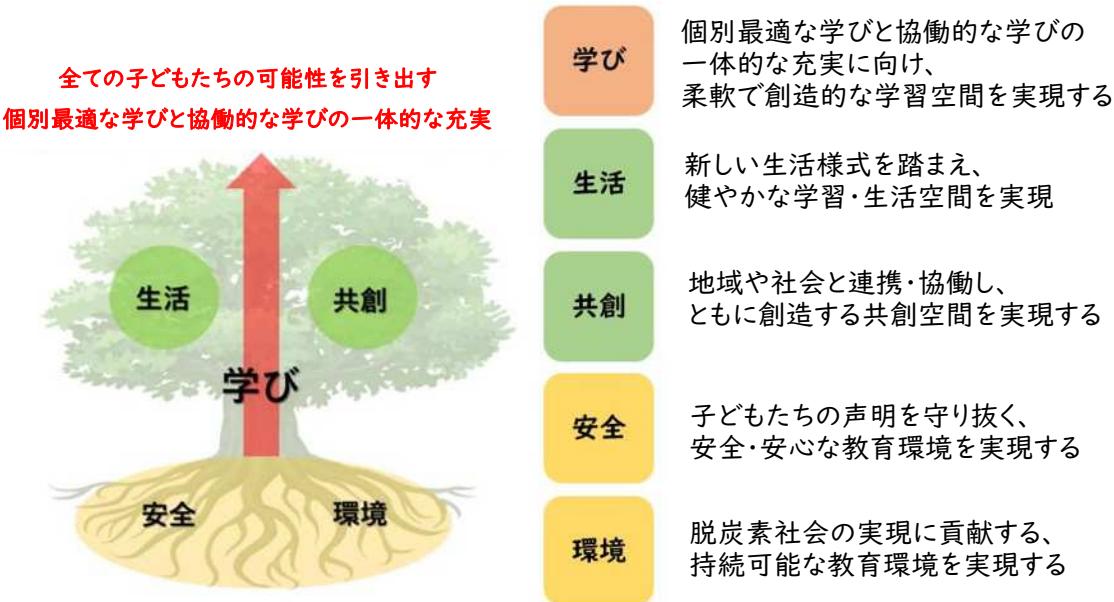


4. 関連計画

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(R4.3)

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿(ビジョン)として『Schools for the Future「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する』を掲げ、以下の5つの姿の方向性を示している。

◆新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)



«出典:新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(R4.3)
学校施設の在り方にに関する調査研究協力者会議(文部科学省)»

各務原市総合計画(R6.9)

目指すまちの姿として『もっとみんながつながる笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感 かかみがはら～』を掲げ、学校教育について、「学校は、すべての子どもにとって安心して楽しく学ぶことができる場であり、居場所としての機能を担うことが求められています。その一方で、人口減少・少子化、学校施設の老朽化が進む中、学校の適正規模・適正配置を考慮し、将来を見据えた教育環境の整備が必要です。」としています。

各務原市教育大綱(R6.10)

基本理念に『もっとみんながつながる笑顔があふれる元気なまちへ～心豊かで自分らしく輝けるひとを育む～』を掲げ、次のような基本方針を示しています。

◆基本方針

1. みんなで心豊かな子どもたちを育みます

地域社会全体で子どもを守り、未来を担う子どもたちが学び、心豊かでたくましく成長することができる教育環境の整備を推進します。

2. みんなが輝き彩りのある社会教育活動を推進します

文化芸術、スポーツ、学びを通して個性や可能性を広げ、一人ひとりが自分らしく輝ける機会、活動を促進します。

各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画) (R4.4 改訂)

- 基本目標1に「学校教育の充実」を掲げており、以下の考え方と施策を示しています。
- ・技術革新の一層の進展、超スマート社会(Society5.0)の到来により、変化が激しく予測困難な社会を子どもたちが生き抜くための取組が一層求められている。
 - ・学校教育では、「誇り・やさしさ・活力のある児童生徒の育成」を目指し、学習環境の整備や特色ある学校経営、学校ICT機器の活用や教科の専門性を生かした授業等を通して、学力向上を推進する。
 - ・また、地域全体で子どもを見守り育てるコミュニティ・スクールの活動を推進する。
 - ・さらに、教職員が豊かな人間性と確かな指導力を身に付けるための研修機会や、教育やメンタルヘルスに係わる相談の機会の充実、教職員の働き方改革の推進を図る。

各務原市公共施設等総合管理計画 (R4.3改訂)

学校教育系施設の基本方針として、以下の方針を掲げています。

- ・各学校は、計画的な設備機器の更新と修繕等により、長寿命化を図る。
- ・「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」に基づき、学校規模の適正化を柔軟に対応する。
- ・学校の再編や更新が必要になる場合は、地域コミュニティの核となる学校の重要性を考慮し、保護者や地域の意向を十分に踏まえ、多角的な視点で慎重に検討する。

各務原市学校教育系施設(小中学校)等個別施設計画 (R6.4一部改訂)

「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」に基づき、現学校配置を維持する方向で施設整備を推進する方針としています。

◆学校教育系施設の目指すべき姿

- ・確かな学力の育成と細かな指導を実践する教育環境の整備
- ・心豊かでたくましく、自立した人間形成を支える安全な環境を実現
- ・地域と共に学ぶ拠点としての施設整備

各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画 (R2.6)

市内小中学校の規模適正化について、以下の考え方を示しています。

- ・児童生徒数は減少傾向にあり、一部の学校においては、それぞれに状況が異なるものの、近い将来、適正化すべき小規模校に該当する可能性がある。
- ・しかし、早急に学校規模の適正化に向けた検討を開始する必要があるとは考えにくく、引き続き注視していく。
- ・適正化すべき小規模校については、その良さを活かし、十分な教育環境の確保に努める。

第2章 各務原市の学校施設を取り巻く現状と課題

I. 学校施設の老朽化

学校教育系施設の主要施設は225棟*で、保有量は全体で18.4万m²にのぼります。そのうち、小学校は147棟、11万m²で全保有量の約6割、中学校は74棟、7万m²で全保有量の約4割となります。また、建築年が昭和56年5月31日以前(以下「旧耐震基準」という。)の施設は12.2万m²で全体の約66%を占めています。

本市は各務原市学校教育系施設(小中学校)等個別施設計画において、鉄筋コンクリート造の校舎の目標使用年数を70年から80年としています。令和6年時点で築60年を経過した施設の保有量は約1.4万m²で全保有量の約8%ですが、10年後には約6.5万m²となり、全保有量の約35.7%が大規模改修や改築の検討が必要な時期を迎えます。(◆主要施設の築年別整備状況(R6)を参照)

(*:部室や倉庫等の小規模の付属建物は除く)

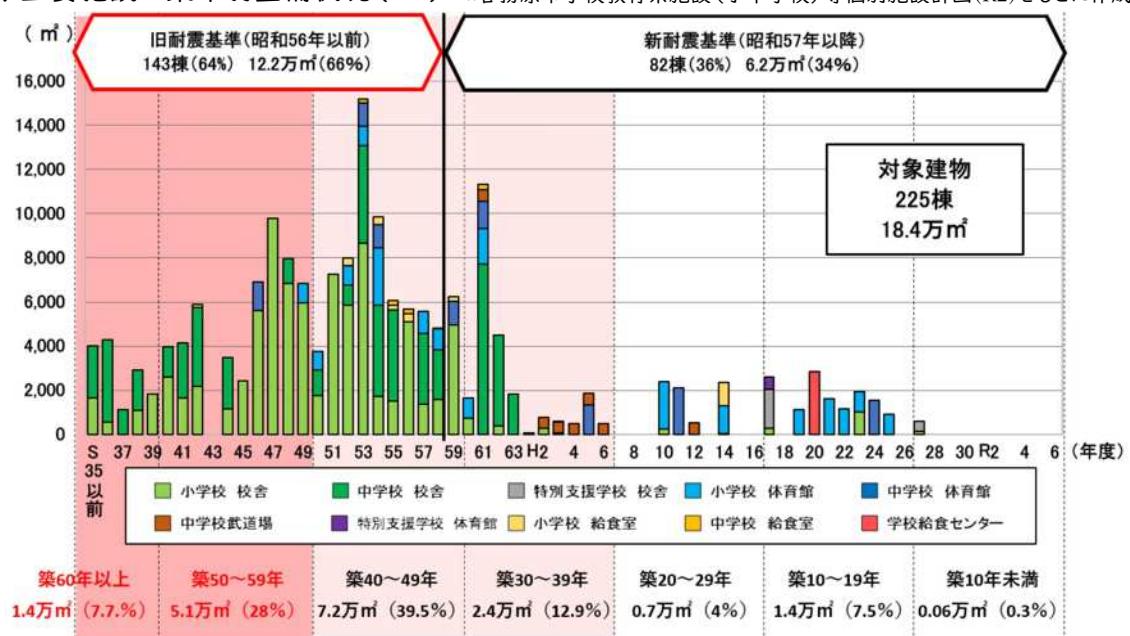
現 状

- 10年後には市内学校施設のうち3割以上が建築から60年が経過することになり、老朽化が顕在化し始めています。
- 普通教室や特別教室等を単純に配置した片廊下型の画一的な機能構成となっています。

課 題

- 多くの学校が老朽化してきており学校の建替事業は長期にわたるため、費用や事業スケジュールについて計画的に進めていくことが必要です。
- 多様な活動が展開できる機能構成への見直しが必要です。

◆主要施設の築年別整備状況(R6) 《各務原市学校教育系施設(小中学校)等個別施設計画(R2)をもとに作成》



2. 児童生徒数の減少

現 状

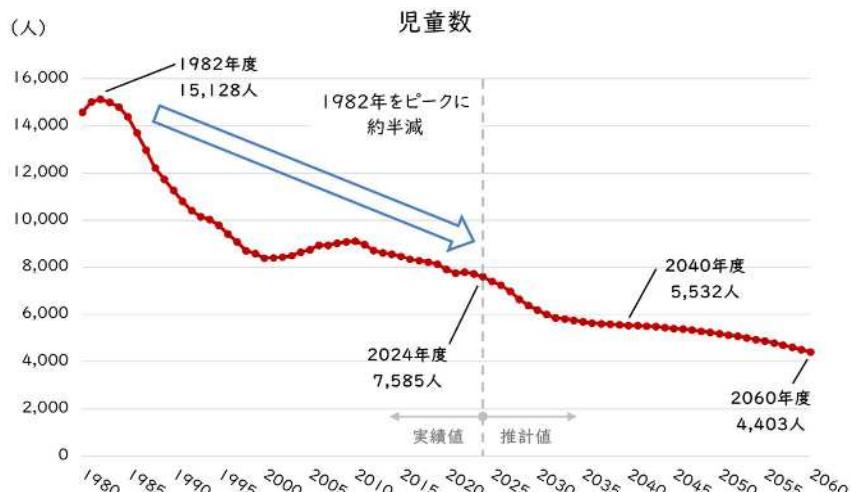
- 小中学校の児童生徒数は現在まで年々減少しています。
- 小中学校の児童生徒数は、推計結果によると今後も減少傾向にあり、2040年頃には、ピーク時の3分の1程度となる見込みです。
- 児童生徒数が減少する一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室へ通う児童生徒数が増加しています。

課 題

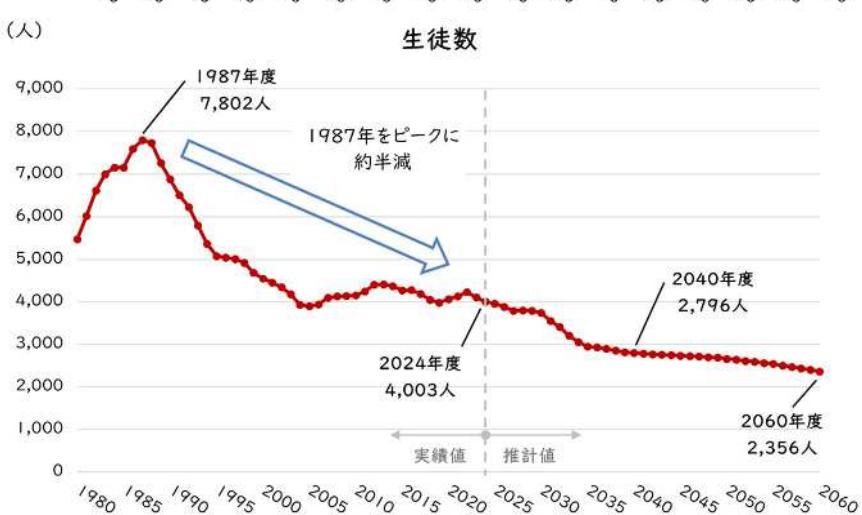
- 児童生徒数の変化に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備が必要です。
- 児童生徒数の状況を踏まえながら、適正規模・適正配置等の基本計画についても検討が必要です。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室へ通う児童生徒数の変化に対して、柔軟に対応できる学校施設の整備が必要です。

◆各務原市の児童生徒数の推移

● 小学校



● 中学校



※推計値：学校区別人口推計報告書（令和5年3月）の要因法5年の推計値のうち、
小学校は6歳から11歳、中学校は12歳から14歳の人数を抜粋して合計

3. 学習スタイルの変化

現 状

- 学習指導要領が改訂され、各学校で個別学習・グループによる課題解決型学習等（アクティブ・ラーニング）が取り入れられています。
- 校内無線LAN、電子黒板、タブレット端末の導入等、ICTを活用した学習が行われています。

課 題

- 教科横断的な学習に適したスペースの不足、ICT機器を含めた収納スペースの不足など、現在の学校施設が教育スタイルの変化への対応が必要です。
- 今後、より多様な学習が行われることも想定されるため、可変性と柔軟性のある教育環境が求められています。

4. 地域とのつながり

現 状

- 誇り・やさしさ・活力があり、郷土を愛する児童生徒を、地域・家庭・学校が連携し、地域全体で育成することを目的としたコミュニティ・スクールを推進し、地域と共に学校づくりを進めています。
- 地域の方々と子どもたちのふれあいの時間として小学校では放課後子ども教室を行っています。
- 保護者が昼間家庭にいない児童の遊びと生活の場として放課後児童クラブを設けています。
- 防災備蓄倉庫を配置し、災害時には避難所としての役割を担っています。
- 市民のスポーツ活動の推進のためグラウンドや体育館の貸出を行っています。

課 題

- 今後、コミュニティ・スクールの推進等により、ますます地域の拠点として活用されることも期待されていますが、地域が学校を活用できるスペースが必要です。

5. 多様性への対応

現 状

- バリアフリートイレやスロープ、エレベーター等が設置されている学校が一部に限られ、学校施設が物理的・心理的にバリアフリー対応しきれていません。

課 題

- 障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすく、学ぶことができる教育環境を整備する必要があります。

6.ライフサイクルコスト

現 状

- 市内全公共施設の中で、学校教育系施設にかかる維持管理費は約半数を占めています。

課 題

- 学校施設にかかる費用は建設費だけではなく、日常の保守、修繕費用、大規模な改修費用等建物を維持するための費用が必要です。そのため、適切な保全により、ライフサイクルコストを必要最小限に抑えることへの配慮が必要です。

第3章 各務原市が目指す学校施設

I. 未来を担う子どもたちに必要な学び

変化が激しく予測困難な時代を、心豊かでたくましく成長するためには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるためにの健康や体力などの「生きる力」が必要不可欠です。

未来を担う子どもたちが「生きる力」を身に着けるためには、学習指導要領にあるように、『主体的・対話的で深い学び』を充実させることが重要であるとされています。

● 主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び

● 対話的な学び

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び

● 深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働きながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び

«小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 及び中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 抜粋»

『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善の推進

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようになるためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善(アクティブラーニングの視点に立った授業改善)を推進することが求められる。

各務原市教育大綱においては、『みんなで心豊かな子どもたちを育みます』を基本方針に掲げ、地域社会全体で子どもを守り、未来を担う子どもたちが学び、心豊かでたくましく成長することができる教育環境の整備を推進するとしています。また、各務原市教育ビジョンでは、『主体的・対話的で深い学び』と関連した方向性を示しています。

«各務原市教育ビジョン(各務原市教育振興基本計画) 抜粋»

基本施策(I) たくましく生き抜く力の育成

タブレット端末をはじめとしたICT機器や各ソフトウェアを活用することにより、授業だけにとどまらず、児童生徒が自分の得意を伸ばすために、興味のある学習に主体的に取り組んだり、今まで以上に多くの仲間と多様な考えを共有したりして、深まりのある学びができる学習環境の創造に向け、支援します。

2. 基本理念

地域社会全体で子どもを守り、未来を担う子どもたちが学び、心豊かでたくましく成長することができる教育環境の整備を推進するため、各務原市の小中学校の建替計画に共通する基本理念を次のように定めます。

一人ひとりが楽しく学び自立を育む学び舎

～ともに育ちあう共創空間～

目標① 多様な学びを支える柔軟で可変的な学び舎

目標② 自分の居場所がみつかる学び舎

目標③ 子ども、教師や地域社会が互いに協働し、ともに創造する学び舎

目標④ 健康を育み、安全・安心な学び舎

目標⑤ 地球環境に優しい学び舎

基本理念の5つの目標は、具体的には次の考えに基づいています。

目標① 多様な学びを支える柔軟で可変的な学び舎

変化が激しく予測困難な時代において、児童生徒が持続可能な社会の創り手になることができるよう、必要な資質・能力を育成することが求められています。そのため、多目的スペース等を活用したグループ学習、校内外の他者との協働による創造的な探究学習空間や、個に応じた多様な学びを得られる柔軟で創造的な学習空間を整備します。

この他、教職員が確かな学力の育成ときめ細やかな指導を実践できるよう、執務環境を整備します。

目標② 自分の居場所がみつかる学び舎

子どもたちの特性が多様化する中で、個別最適な学びを実現しながら、学校における多様性と包摂性を高めることが必要であり、施設環境も柔軟に対応していくことが求められています。一人ひとりの児童生徒がその時々の状態や目的に応じて居場所にできる空間を整備します。特に、児童生徒が交流及び共同学習を行うことができるスペースや落ち着いて学習できるスペース、クールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペース等、子どもの状況に応じた指導及び支援をしやすい施設環境を整備します。

この他、子どもの理解度や認知の特性等に応じた個別学習や少人数学習など多様な学習形態に対応できる多目的な空間を整備します。

目標③ 子ども、教師や地域社会が互いに協働し、ともに創造する学び舎

子ども同士や、多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的变化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、「協働的な学び」を充実することが求められています。多様な人たちと交流・連携・協働し、ともに企画・立案・実行していく創造的な活動をおこなう空間を整備します。

この他、教職員同士のコミュニケーションや教職員と児童生徒とのコミュニケーションを促すことができる機能・空間の確保を検討します。

目標④ 健康を育み、安全・安心な学び舎

近年、障がいの有無や性別、国籍の違い等に関わらず、共に育つことをふまえた物理的・心理的なバリアフリー化を進めることができます。障がい等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備します。

また、学校施設は児童生徒の社会性・人間性を育む場でもあり、それにふさわしいゆとりと潤いのある快適な空間を整備する必要があります。生活空間を整備する上では、採光、通風、熱、空気等に配慮し、快適な室内環境を確保することとします。

この他、災害・事故に対する安全性を確保するとともに、災害時に良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備します。

目標⑤ 地球環境に優しい学び舎

2050年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の積極的な推進が一層求められています。環境負荷を低減するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすためにも、エコスクールの取組を深化していくとともに、ZEB化の取組を推進します。

また、脱炭素化や山林の保全、環境との共生の観点から、児童生徒にとって身近な空間への木材の利用を進め、温かみや味わいのある学習環境の整備を検討します。

3. 各務原らしい学校施設

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現へ

これからの学校施設を考えるにあたり、未来を担う子どもたちに必要な主体的・対話的で深い学びの充実のためには、子どもたちが「何を」「どのように」学ぶかという具体的な姿を考えながら学習環境を整備する必要があります。

学習指導要領には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて「学校図書館」の利用や機能の活用を図ることの重要性が示されています。

『『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 及び中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 抜粋』』

教育課程の実施と学習評価

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

「学校図書館」には、主に次の3つの機能が期待されています。

● 読書センター

児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の機能

学校図書館に期待される3つの機能

● 学習センター

児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする機能

「読書センター」
としての機能

● 情報センター

児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能

「学習センター」
としての機能

「情報センター」
としての機能

『『これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告) 平成21年3月をもとに作成』』

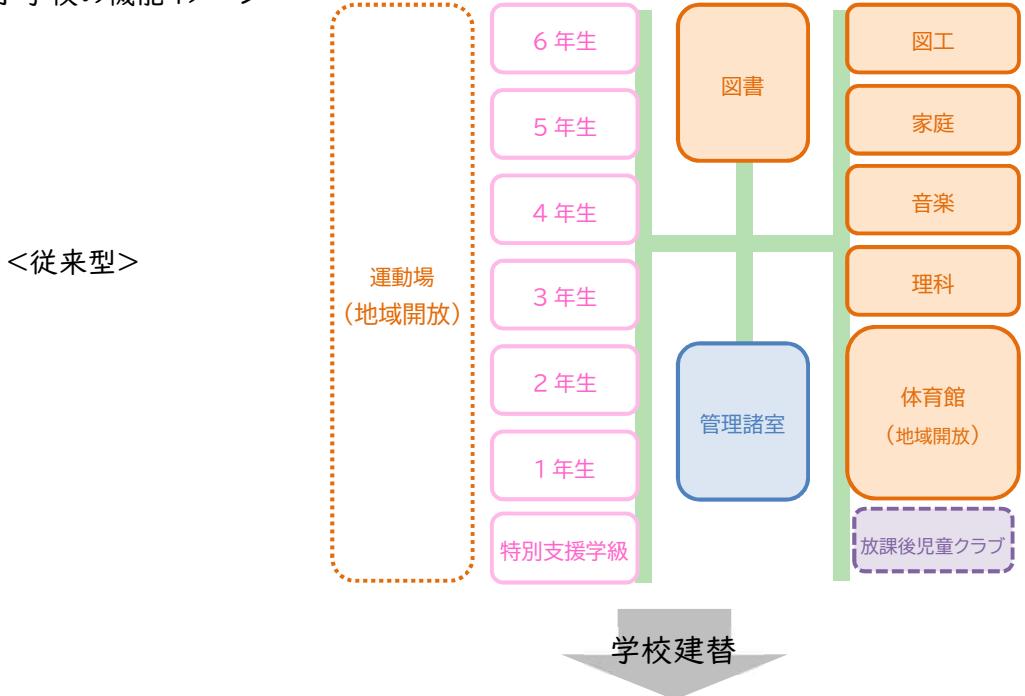
各務原市におけるこれからの学校施設の中でも特に学校図書館については、上記3つの機能が最大限に発揮できるように、学校図書館を学校の中心に据えて、個別最適な学びと協働的な学びを効率よく展開できる学習環境とします。さらに、児童生徒が休み時間に過ごす自分の居場所、地域開放等をする場合に地域の方の居場所等の役割もあわせもつ、日常的に滞在したくなるような魅力的な空間とします。本方針では、このような新しい形の学校図書館を『ラーニングセンター』と呼ぶこととします。

(2) 学校施設の機能構成

ラーニングセンターを中心に据える学校施設の機能構成を考えます。従来の学校施設は、普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下型の画一的な機能構成でした。これからの学校施設は、様々な教科等の教室の有機的な連携・分担による多様な活動が展開できる機能構成に見直していくこととします。

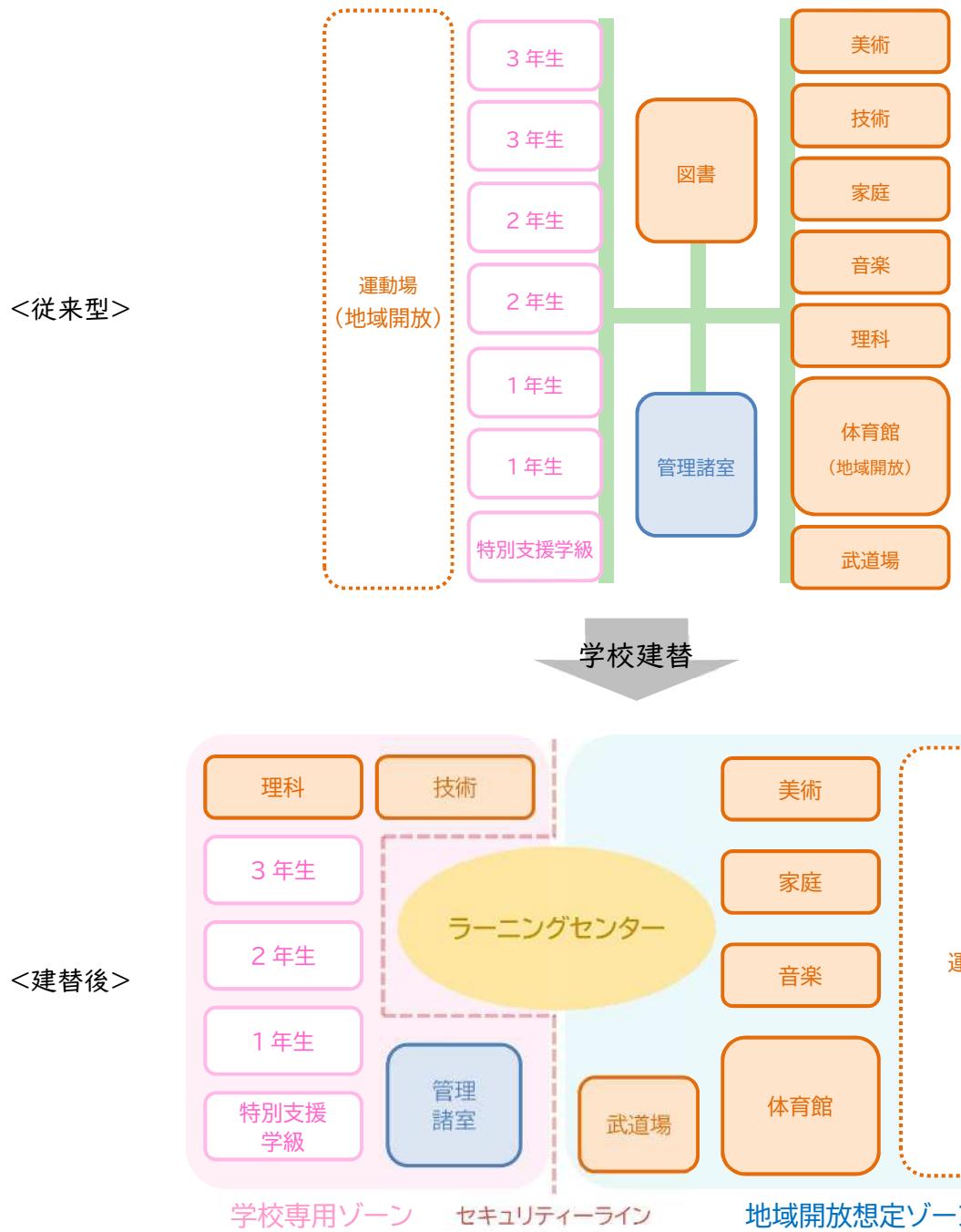
小学校と中学校では、学習の専門性が異なるため特別教室の配置や機能連携、地域開放ゾーンの考え方も異なります。

●小学校の機能イメージ



- ・小学校は機能連携に配慮した配置とします。
- ・上図の機能イメージは一例であり、個別の学校建替計画段階において協議が必要です。

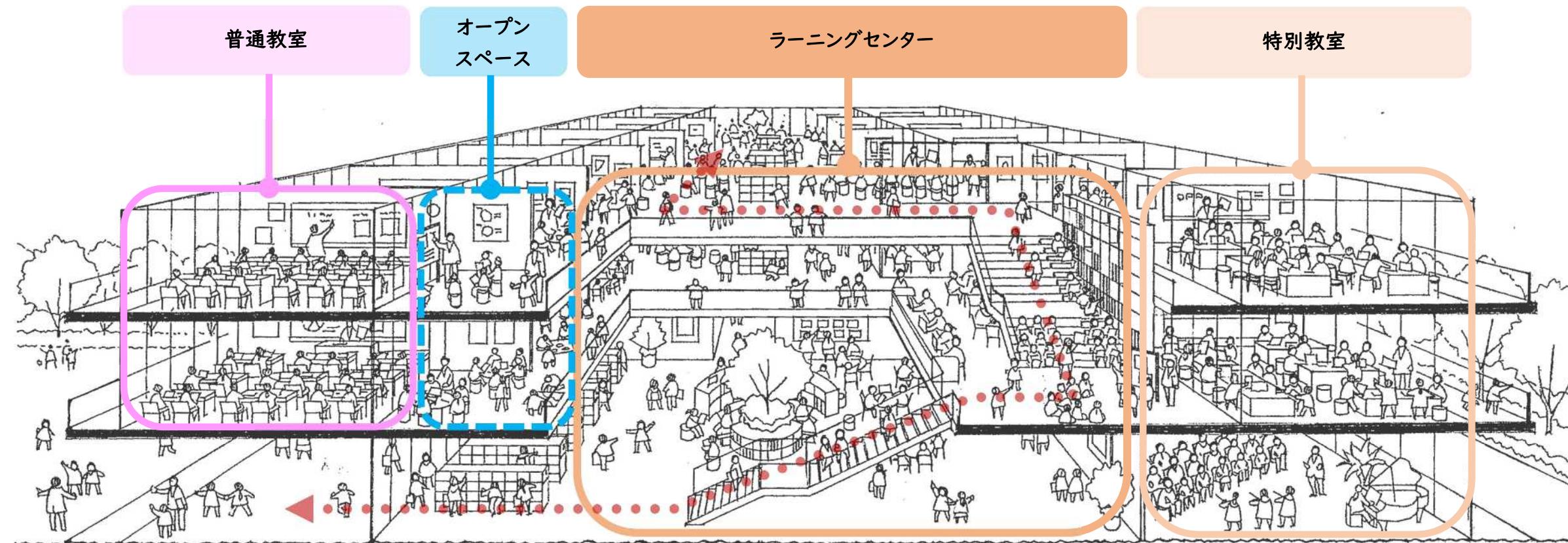
●中学校の機能イメージ
(理科室、技術室を地域開放しない場合)



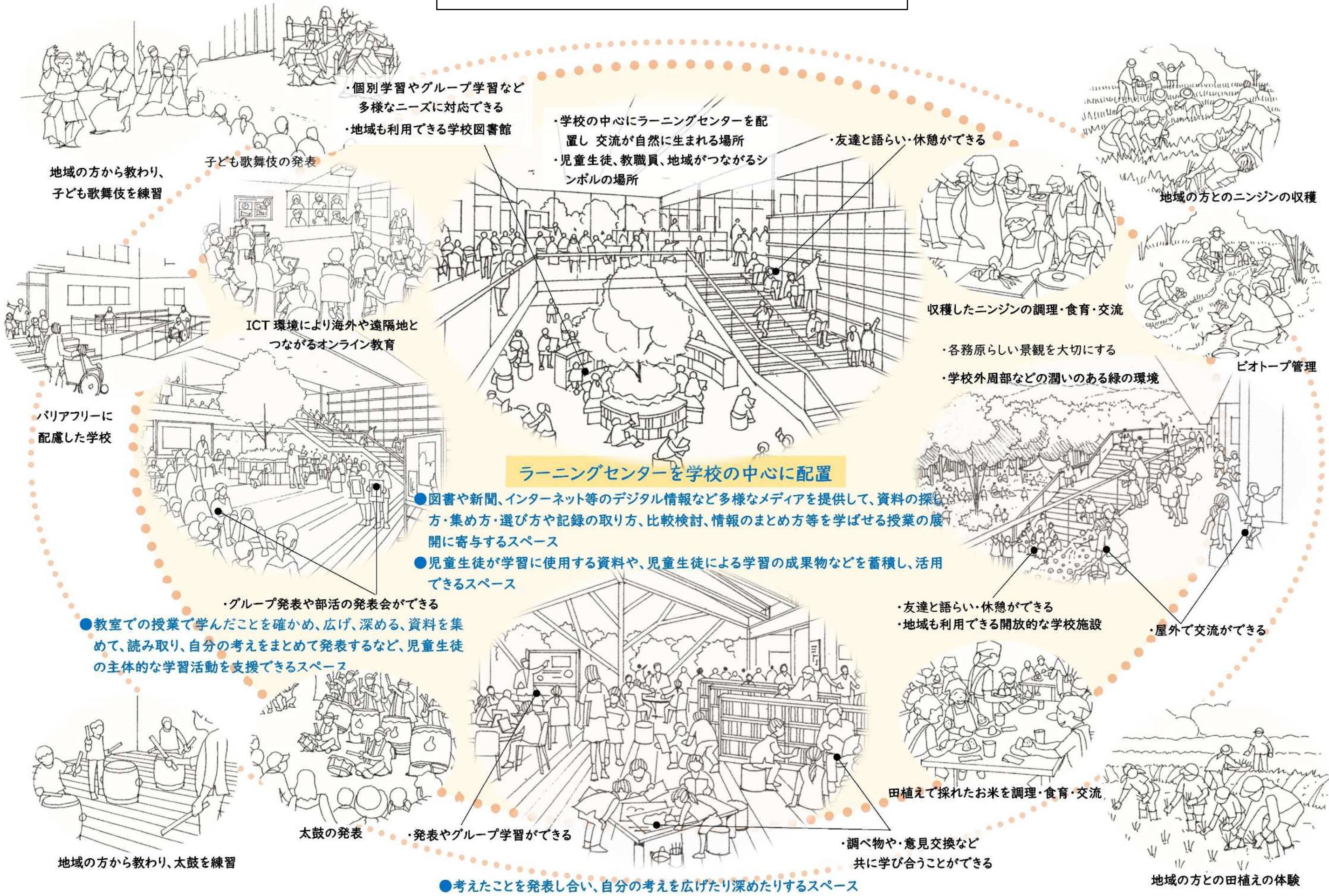
- ・中学校は教科の専門性を重視した機能配置とします。
- ・理科室・技術室については、特殊な機械等を有する場合があるため、上図では学校専用ゾーンに位置付けて記載しています。
- ・上図の機能イメージは一例であり、個別の学校建替計画段階において協議が必要です。

●ラーニングセンターと各室のつながりのイメージ

ラーニングセンターを中心に、普通教室や特別教室等の各室が重なりながらゆるやかにつながることで、多様な活動が見え、気配を感じることができ、新たな学びとの出会いを促すことができます。
また、ラーニングセンターを中心に平面的・立体的に学校をつなぐことで、校舎全体を学びの空間として活用することができます。



ラーニングセンターを中心に据えた学校施設のイメージ



第4章 各務原市学校建替基本方針

I. 学び(を支える)空間

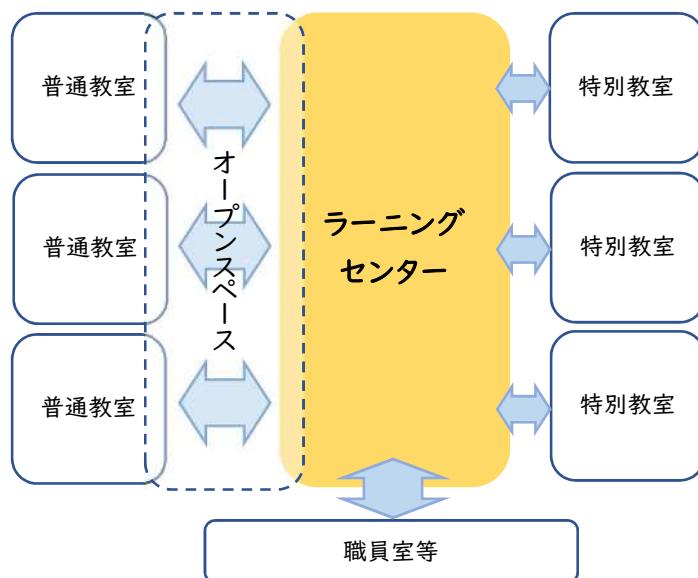
(1) ラーニングセンターの基本方針

- 多様な学びを可能とする空間と機能を備えた場所を整備します。
- 日常的に滞在したくなる温かみのある居心地のよい空間として学校の中心に整備します。
- 普通教室とのつながりや特別教室等との機能連携について検討します。

*ラーニングセンターについての説明は、第3章にも記載しています。

基本方針の趣旨

- 各教科等における調べ学習での活用だけでなく、子どもたちの自主的、自発的な学習、協働的な学習を展開できる空間とすることとします。
- 読書センターとして、静かに本を読んだり、友だちと本を読んだりなど自由度の高い空間とします。
- 学習センターとして、自習やグループ学習など多様な学習形態や各教科等の学習ができる場とします。
- 情報センターとして、教室等よりも充実したICT環境とします。なお、時代の変化や技術の進歩へ柔軟な対応ができる仕様とします。
- 開放的な空間から落ち着ける空間まで多様な空間を検討し整備します。
- 児童生徒の居場所になりうる居心地の良い空間として整備します。
- ラーニングセンターの配置計画は、普通教室からの利用のしやすさや特別教室との機能連携をふまえて検討します。また、放課後活動や地域開放等での利用を見据えて検討します。

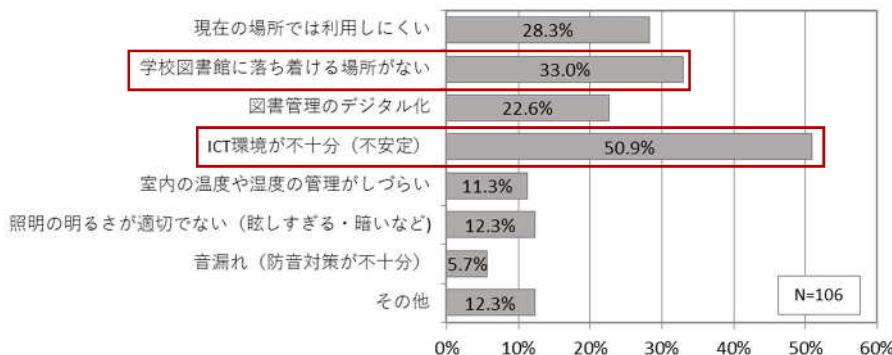


【背景】

○本アンケート調査(教職員)における「学校図書館の課題」では、「ICT 環境が不十分(不安定)」が 50.9%で最も多く、次いで、「学校図書館内に落ち着ける場所がない」が 33.0%、「現在の場所では利用しにくい」が 28.3%です。「その他」の具体的な課題内容としては、「人数に対して狭い」という意見が多くありました。

学校図書館に関するアンケート(教職員)

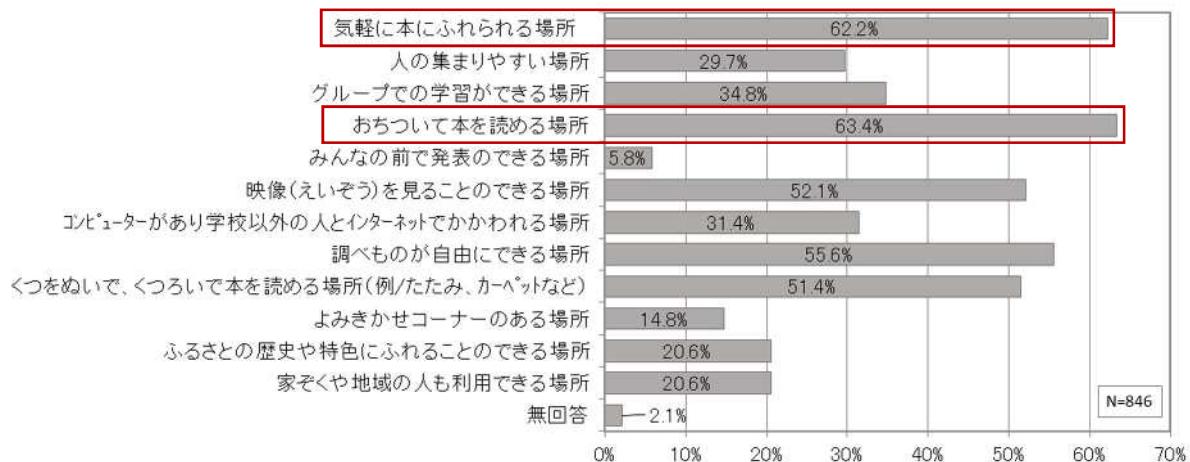
学校図書館に関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



○本アンケート調査(児童生徒)における「これからの新しい学校における学校図書館にほしい場所」では、「おちついで本が読める場所」が 63.4%で最も多く、次いで「気軽に本に触れられる場所」が 62.2%です。

これからの新しい学校の学校図書館に関するアンケート(児童生徒)

これからの新しい学校の学校図書館には、どんな場所がほしいですか。(あてはまるもの全て)



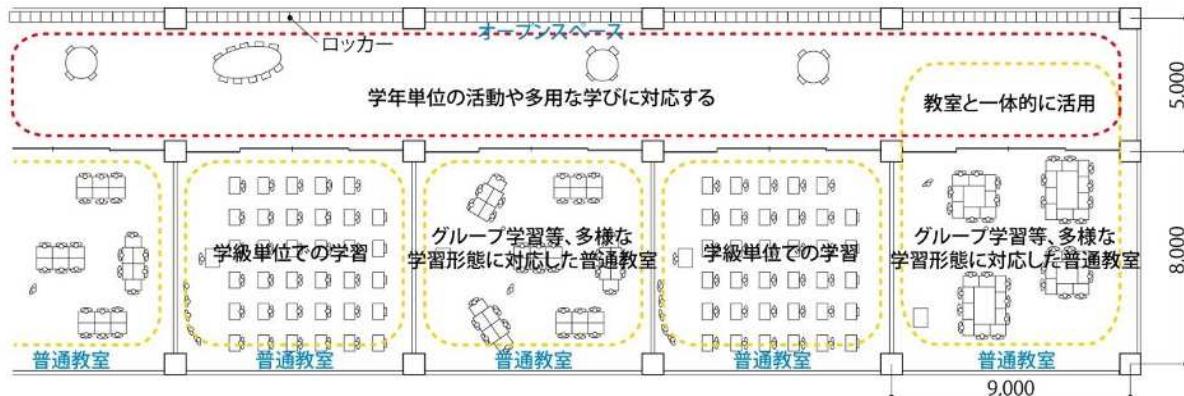
(2) 柔軟性・可変性のある空間の基本方針

- 学習形態に応じた空間を柔軟に選択できる設えとします。
- 普通教室周辺へ小空間の配置を検討します。

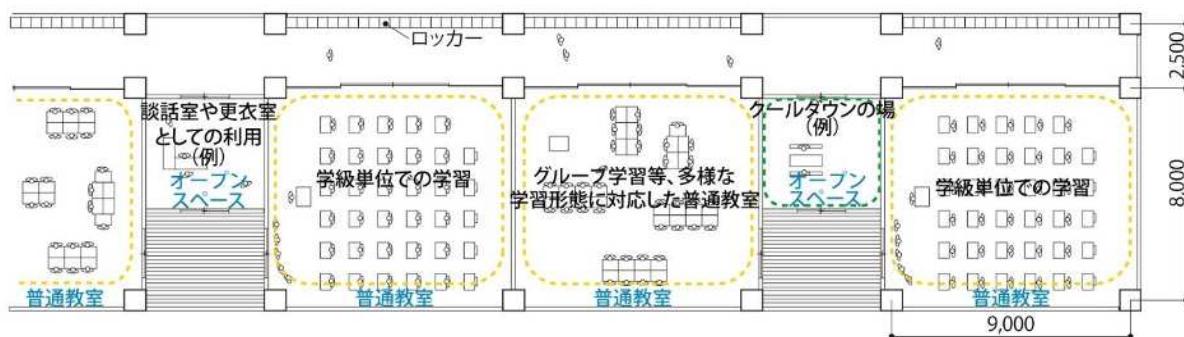
基本方針の趣旨

- 授業内容に応じた授業形式を柔軟に選択できる空間を整備します。手法の一つとして、普通教室と一体的利用ができるオープンスペース*の整備が考えられます。
*オープンスペース:普通教室や特別教室等に連続した空間。学級単位の活動、学年単位の活動、生活指導や生活空間としての利用が想定されます。
- 授業形式等に合わせた可動式間仕切りの設置を検討します。会話や音楽の授業等の遮音や空調効果を考慮する必要があります。
- 学校施設の計画段階から設計者と教職員との密接なコミュニケーションを図り、施設づくりの目標を共有することにより、活用しやすい柔軟性・可変性のある空間を検討します。また、誰にでも使いやすい活用方法・活用ルールを検討します。
- 普通教室周辺に、児童生徒が落ち着きを取り戻したり、居場所を確保することができる小空間の配置を検討します。その際、いたずらやいじめ防止等へ配慮します。

イメージ(例) 廊下とオープンスペースを一体的に配置したケース



イメージ(例) 普通教室の間に小規模なオープンスペースを配置したケース



(3) 普通教室等*の基本方針

- 多様な学びや学習形態に柔軟に対応し、子どもたちの成長に配慮した空間とします。
- ICT環境に対応できる教室を検討します。
- 子どもたちの生活に配慮したロッカースペースを確保します。

基本方針の趣旨

- 従来の一斉授業だけでなく、グループ学習や個人学習等の学習形態が柔軟に選択できる教室とします。
- 児童生徒の成長、人間発達に合わせて、基本とする教室面積を検討することとします。特に中学校においては、体格差等も考慮して普通教室の大きさを検討します。
- 普通教室の大きさは、小学校・中学校とも、新JIS規格の机(65cm×45cm)を考慮した大きさとします。

《35入学級の場合》

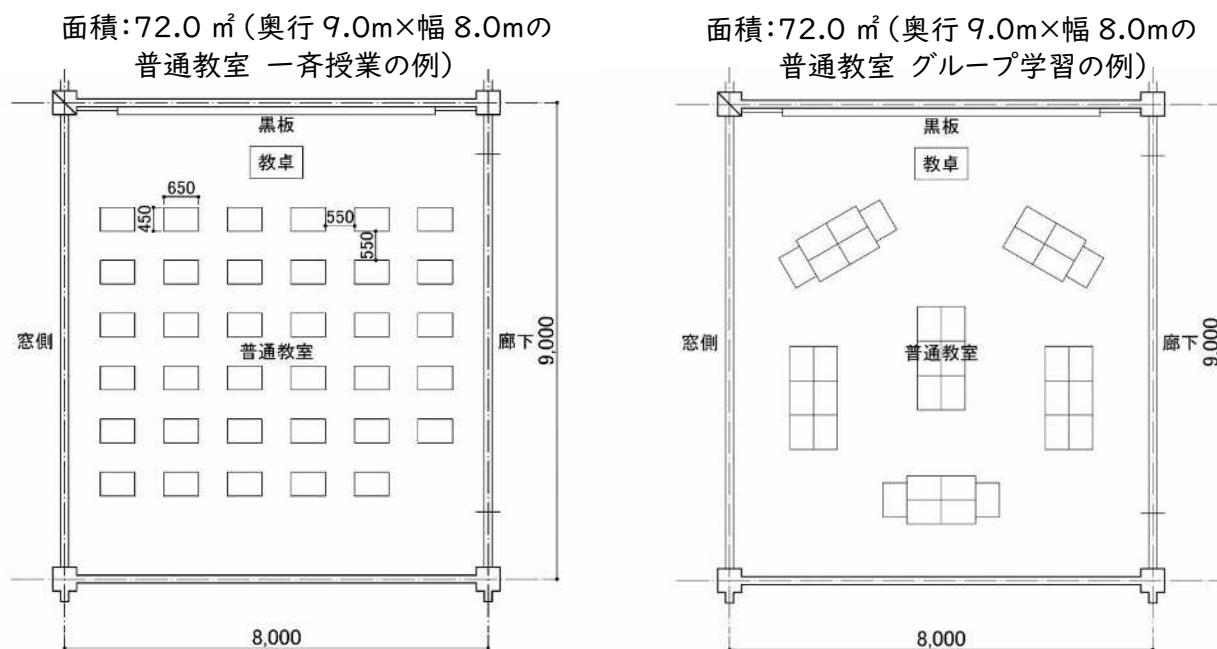
- 教室の面積は、児童生徒が個別の机配列で学習活動を展開するのに適した大きさとして72 m²を基本とします。ただし、奥行、幅、天井高については、各校個別的基本計画段階において検討します。
- ICT教育等の多様な学習展開に伴う教材や機器の増加に配慮します。
 - 児童生徒が学校中どこにいてもICT機器を活用できるよう学校全体にネットワーク環境を整備します。なお、容易な維持管理や更新に配慮した仕様とします。
 - 児童生徒の学校生活に支障がないよう、十分なロッカースペースを確保します。なお、時代に応じて求められる大きさ及び形状等は変化することから、各校個別的基本計画段階において具体的な大きさを検討します。
 - 児童生徒が学用品を管理しやすいように、普通教室またはオープンスペース等と隣接したロッカースペースの配置を検討します。なお、必要に応じて施錠可能な収納とすることも有効です。
 - 多様な学習活動の妨げとならないロッカースペースの配置を検討します。

特別支援学級の教室

- 学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。
- 特別支援学級の児童生徒が、教職員や他の児童生徒からのサポートを得やすいように、また、学級の枠組みを超えて、児童生徒が安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるよう配置や動線に配慮します。

*普通教室等は、オープンスペースやロッカースペースを含む場合があります。

35人学級の場合に基本とする教室サイズ(イメージ図)を次に示します。

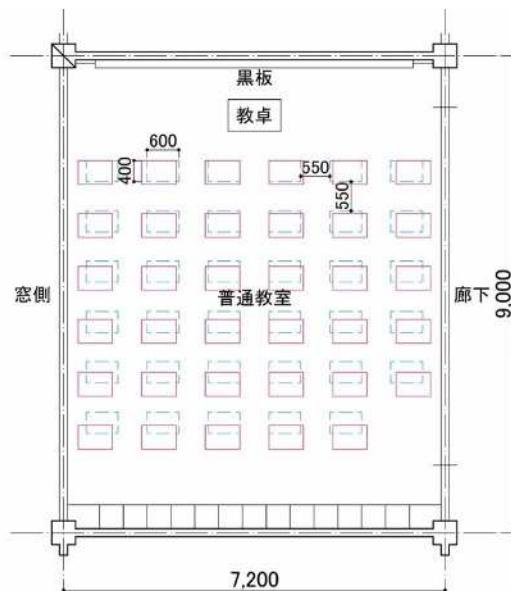


【背景】

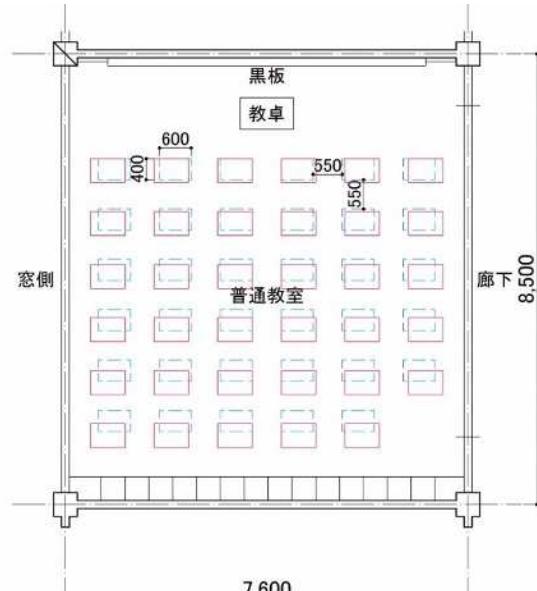
○現在の普通教室の大きさは、各学校で若干の違いはあります、おおよそ 65 m²程度です。(背面ロッカーパート含む。)

現在の各務原市小中学校における主な教室サイズ

奥行 9.0m×幅 7.2mの普通教室の例
(面積:64.8 m²)



奥行 8.5m×幅 7.6mの普通教室の例(面積:64.6 m²)

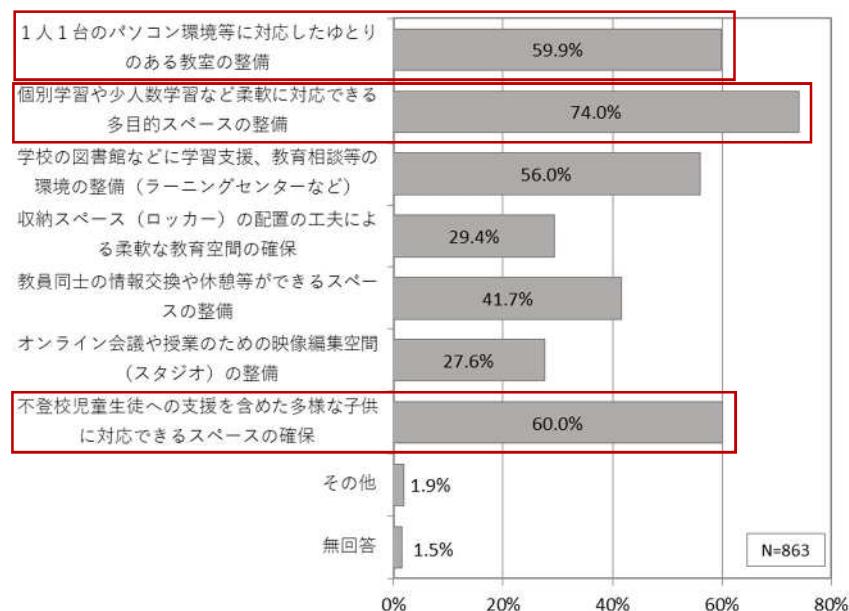


旧JIS規格の机 40cm×60cm
 新JIS規格の机 45cm×65cm

○本アンケート調査（市民・保護者）における「柔軟で創造的な学習空間を実現するために重要な項目」では、「個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペースの整備」が74.0%で最も多く、ついで、「不登校児童生徒への支援を含めた多様な子供に対応できるスペースの確保」が60.0%、「1人1台のパソコン環境等に対応したゆとりのある教室の整備」が59.9%という結果でした。これから学校施設は、柔軟性、多様性、ゆとりが求められており、本基本方針の教室や学習空間の考え方において配慮します。

学びに関するアンケート（市民・保護者）

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間の実現に重要な項目（特に重要な項目4つ）

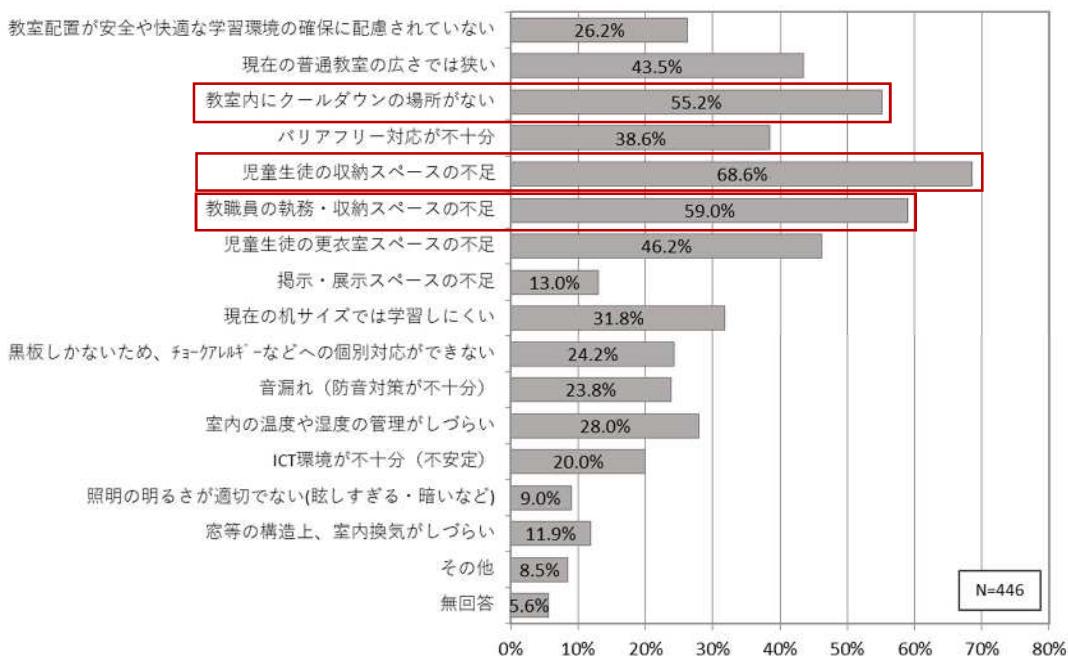


○本アンケート調査（教職員）における通常学級*での課題（困りごと）では、全体でみると「児童生徒の収納スペースの不足」が 68.6%で最も多く、次いで、「教職員の執務・収納スペースの不足」59.0%、「教室にクールダウンの場所がない」55.2%の結果でした。

その他でもスペースに関して、「児童生徒の更衣室スペースの不足」が 46.2%、「現在の普通教室の広さでは狭い」が 43.5%と 4 割以上の教職員はスペースが足りていないと感じられており、収納スペース等に配慮した学校施設が求められています。

通常学級の教室に関するアンケート（教職員）

通常学級の教室とそれに関連する機能について教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題（困りごと）はありますか。（あてはまるもの全て）



通常学級の教室に関するアンケート（教職員）から考えられる課題

- 学校で使用されている教室用机について、旧 JIS 規格の机（幅 600mm × 奥行 400mm）では、ICT を活用した授業の際に机の大きさが原因で机の上で教材等を自由に広げることができない、教材等が落ちてしまうなど支障がある状況です。
- 現状においては、旧 JIS 規格が多くの割合で使用されており、1人1台端末を前提とした学習への対応に課題があります。
- 現在の各務原市小中学校における教室サイズは、奥行 9.0m × 幅 7.2m (64.8 m²)、奥行 8.5m × 幅 7.6m (64.6 m²) が多く、新 JIS 規格の机には対応していません。
- 教室内での活動的な学習に対応するためには、「教室の奥行、幅が足らない」、「机に掛かっている荷物が通路の邪魔になってしまい・危険である」、「収納スペースに工夫が必要である」などの課題を解決することが重要です。

*通常学級は、アンケート調査時における表記であり、普通教室を示します。

(4) 児童生徒の多様性に対応する空間の基本方針

- 児童生徒の多様性に対応し、学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。
- 児童生徒が安心して使用できる空間を整備します。

基本方針の趣旨

- 教室内は状況に応じてレイアウトを変更しやすい仕様を検討します。
- 教育相談や学習支援、生徒指導など、児童生徒と教職員が落ち着いて対話できるスペースを確保します。
- 利用者数が増加した場合でも対応できるように、計画の初期段階から部屋数を含めて総合的に検討します。
- 教職員がサポートしやすい配置を検討します。
- クールダウンできるスペースを検討します。
- 医療的ケアの実施に対応できるスペースを検討します。
- 児童生徒の通いやすさに配慮した配置とします。

通級指導教室

- 通常の学級から一時的に利用する児童生徒の状況に応じた支援に配慮した空間とします。
- 他校から車での送迎がしやすく、校舎への出入りが容易な配置を検討します。

心の教室

- 教室に入りづらい児童生徒など、多様な児童生徒が落ち着いて学ぶことができる空間を確保します。

適応支援の空間

- 日本語の初期指導や学校への適応指導を集中的に行う適応支援の空間等を検討します。

【背景】

通級指導教室、心の教室等に関するアンケート

- 通常学級での課題(困りごと)は、「教室内にクールダウンの場所がない」の回答が半数以上(55.2%)です。(資料編 P.6 グラフ)
- これからの学校施設への期待(これからの学校に必要なこと)については、「教室内にクールダウンスペースを整備」が約半数(49.6%)です。(資料編 P.8 グラフ)
- 心の教室(アンケート調査上は「相談室(適応指導教室)」)の課題では、「室内の個別スペースの不足」が33.3%で、無回答を除いて最もも多い結果です。(資料編 P.7 表)
- これからの学校で、心の教室に必要なことについては、「児童生徒が通いやすい配置(保健室に近接しているなど)」が49.3%で最も多い結果です。(資料編 P.9 グラフ)

(5) 特別教室の基本方針

- 成長過程に応じた教科横断的な学びが可能な空間を検討します。
- 多目的な活動に柔軟に対応できる空間とします。
- ラーニングセンターとの機能連携を検討します。

基本方針の趣旨

小中学校共通事項

- 教科の学びとともに、教科の枠組みを超えた実社会に生きる学びを実現するため、一つの機能や特定の教科に捉われず、教科の枠組みを超えた横断的な学びに対応できる学びの場を検討します。
- 教材等の整った環境で多様な活動を安全に展開できるよう十分な面積を確保しつつ、多目的に利用できる空間とします。
- 学級数と時間割に基づき教科の授業時間数に応じて特別教室の数を検討します。
- 作品展示や学習内容が掲示できるスペースを検討するなど児童生徒の興味を引くような設えとします。
- 多機能化を図る場合には、安全面や衛生面、運用面に配慮し、組み合わせ方を検討します。
- ラーニングセンターとの機能連携を図り、教科で考えたことをラーニングセンターで発表し合うなど、自分の考えを広げ深めることができる空間を検討します。

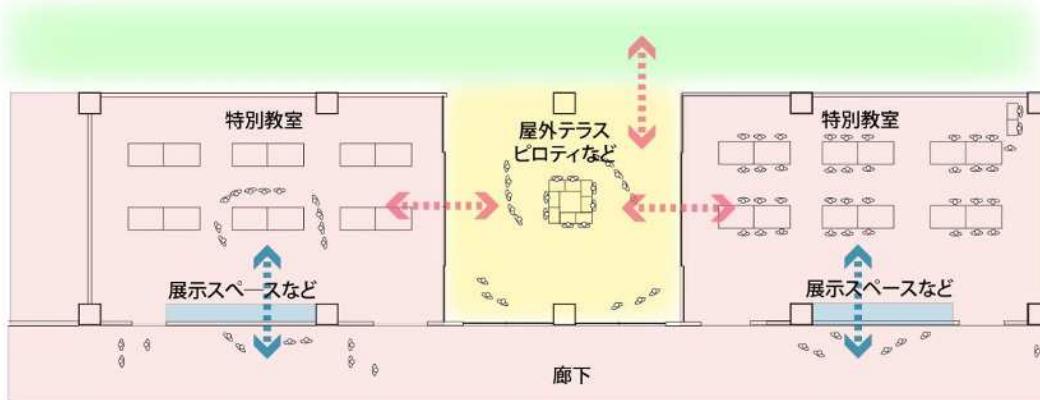
小学校の特別教室

- 実験、実習、創作等、児童自身の作業をともなう活動に対して、教科の枠組みを超えた横断的な学びに柔軟に対応できる空間を検討します。
- 同一教科、または関連する教科ごとに、特色のある教室まわりの構成について検討します。

中学校の特別教室

- 教科ごとの教材・教具、作品等の準備・保管が可能な十分なスペースを確保し、教科の意味を実感しながら、体験活動や創作活動に主体的に取り組むことができるよう、専門的で高度な学びを誘発するような空間を検討します。
- 教科の特色を感じ、生徒が主体的・協働的に活動できる空間に配慮します。

イメージ(例) 外部空間とのつながり



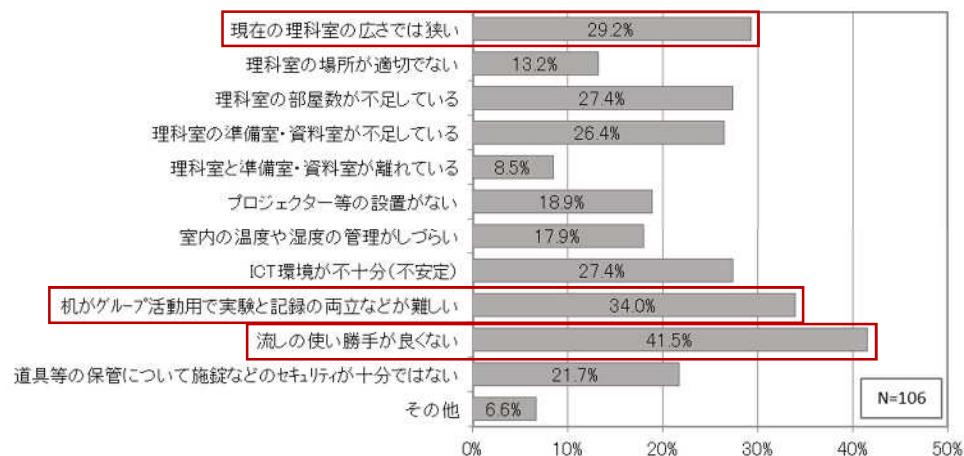
【背景】

特別教室に関するアンケート

理科室

理科室での課題では、「流しの使い勝手がよくない」が 41.5%で最も多く、次いで「机がグループ活動用で実験と記録の両立などが難しい」で 34.0%、「現在の理科室の広さでは狭い」が 29.2%となっています。「その他」の具体的な課題内容では、「備品関係の老朽化」や「水道やコンセントがない」などがあげられています。

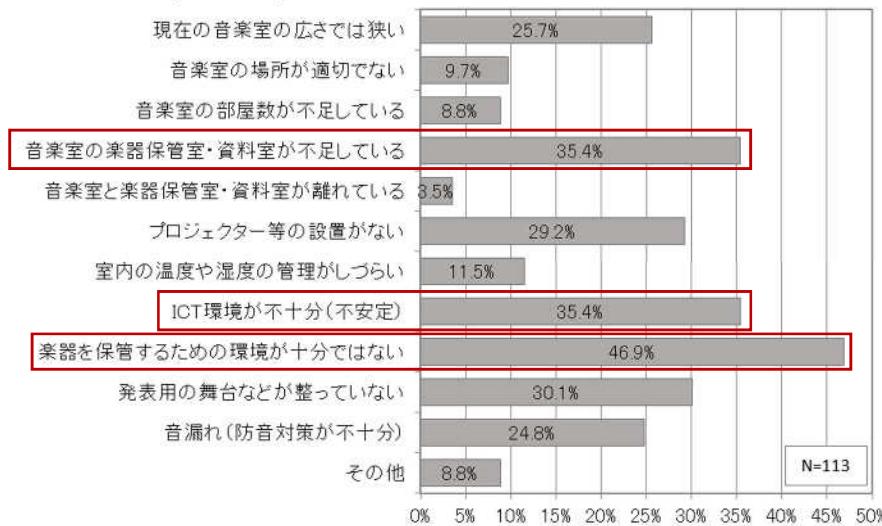
あなたの学校の理科室と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



音楽室

音楽室の課題では、全体でみると「楽器を保管するための環境が十分ではない」が 46.9%で最も多く、次いで、「音楽室の楽器保管室・資料室が不足している」が 35.4%、「ICT 環境が不十分(不安定)」で 35.4%となっています。「その他」の具体的な課題内容としては、「床のカーペットがはがれていて危険」や「電子黒板があるとよい」などがあげられています。

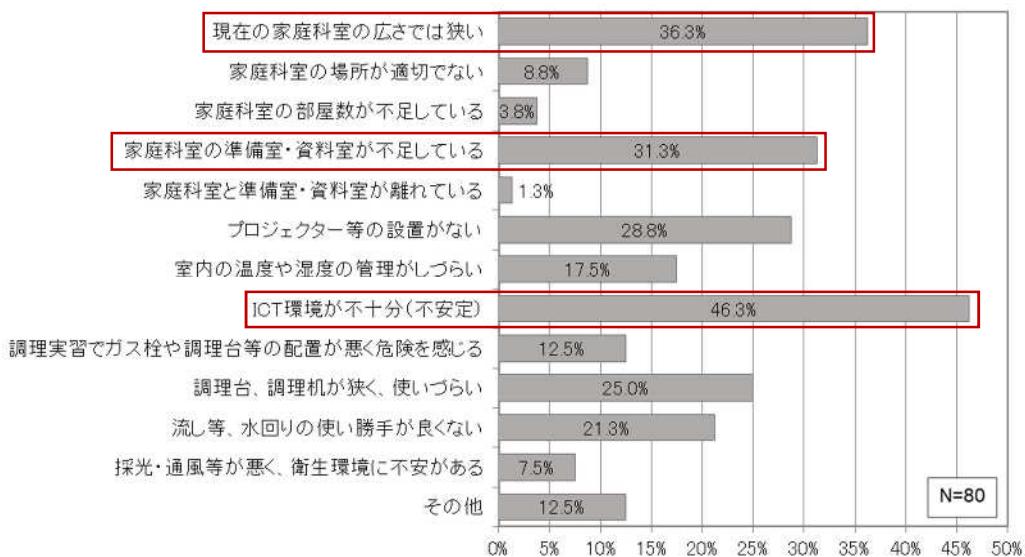
あなたの学校の音楽室と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



家庭科室

あなたの学校の家庭科室と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)家庭科室の課題では、「ICT環境が不十分(不安定)」が46.3%で最も多く、次いで、「現在の家庭科室の広さでは狭い」が36.3%、「家庭科室の準備室・資料室が不足している」が31.3%となっています。「その他」の具体的な課題内容としては、「調理台の数が足りない」や「準備室がない」などがあげられています。

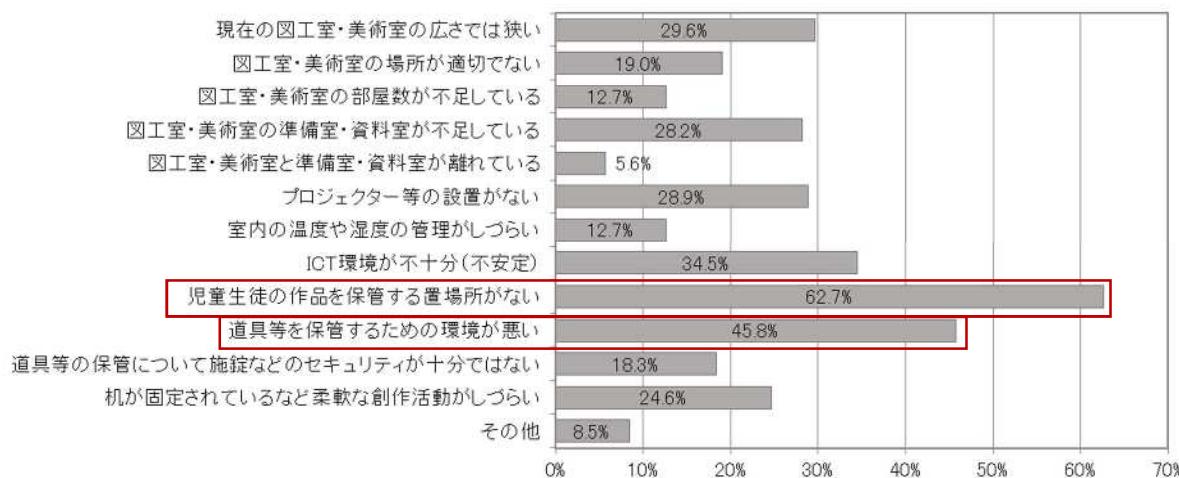
あなたの学校の家庭科室と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



図工室・美術室

図工室・美術室の課題では、「児童生徒の作品を保管する置場所がない」が62.7%で最も多く、次いで、「道具等を保管するための環境が悪い」が45.8%となっています。「その他」の具体的な課題内容としては、「机の破損がひどい」や「水道の数が足りない」などがあげられています。

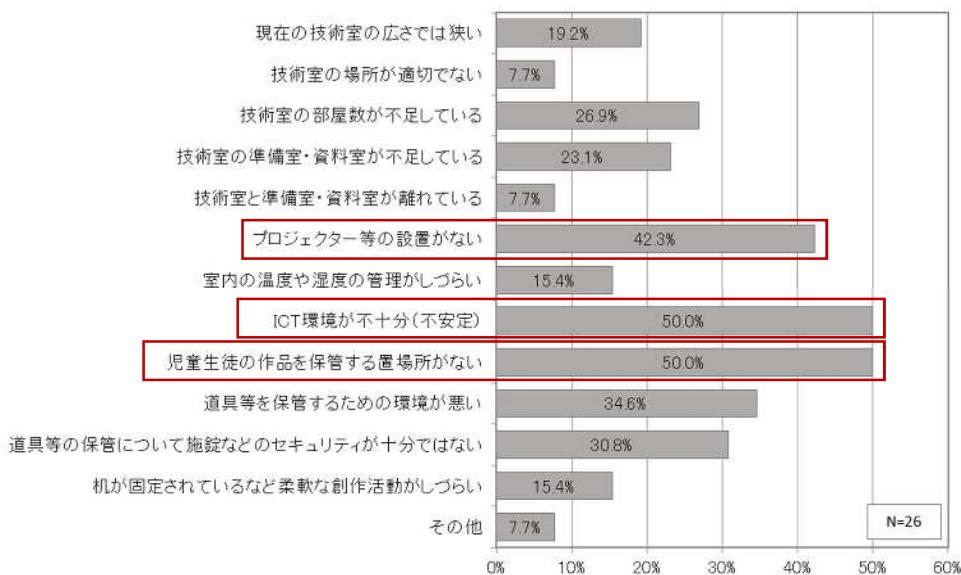
あなたの学校の図工室・美術室と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



技術室

技術室の課題では、「ICT 環境が不十分(不安定)」と「児童生徒の作品を保管する置場所がない」が 50%で最も多く、ついで、「プロジェクター等の設置がない」が 42.3%となっています。「その他」の具体的な課題内容として、「机の老朽化がひどい」などがあげられています。

あなたの学校の技術室(木工室・金工室を含む)と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



(6) 執務空間の基本方針

- 学校内の移動がしやすい執務空間の配置を配慮します。
- 教職員が効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができる執務空間に配慮します。
- 教職員同士のコミュニケーションや教職員と児童生徒とのコミュニケーションの促進が可能な機能・空間を検討します。

基本方針の趣旨

執務空間の配置

- 学校内の各所へ移動しやすく、教職員の連携が図りやすい位置とします。
- 敷地への出入口、校舎への動線、校庭等が見渡せる配置に配慮します。
- 校長室は職員室と隣接する配置とします。
- 事務室は職員室又は校長室と隣接する配置とします。

効果的・効率的な校務が可能な執務空間

- 教職員のための機能が集約した施設計画とすることを検討します。
- 来校者への応対がしやすい設えとします。
- 職員室内又は隣接した場所に、打合せが可能なスペース等を確保します。
- 職員室内又は隣接した場所に、作業スペース(教材作成・印刷等)を確保します。
- 職員室内又は隣接した場所に、収納スペース(個人情報、文書及び物品)を確保します。
- 学年や教科ごとに作業や情報交換、教材管理が行いやすいスペースの整備を検討します。
- 教職員が利用できる更衣室を確保します。
- 教職員が休憩や談話に利用できるスペースの整備を検討します。
- 校長室に来校者の応接ができるスペースを確保します。

コミュニケーションの促進が可能な執務空間

- 児童生徒を含めた打ち合わせや共同作業ができるコミュニケーションスペースを整備することを検討します。
- 自由に着席場所を選んで仕事をするフリースペースを整備することを検討します。
- すべての教員が1つの同一空間で執務できるような設えとすることを検討します。
- 児童生徒が入りやすいよう視覚的連続性を持たせ、気軽に寄り付けるスペースを確保することを検討します。

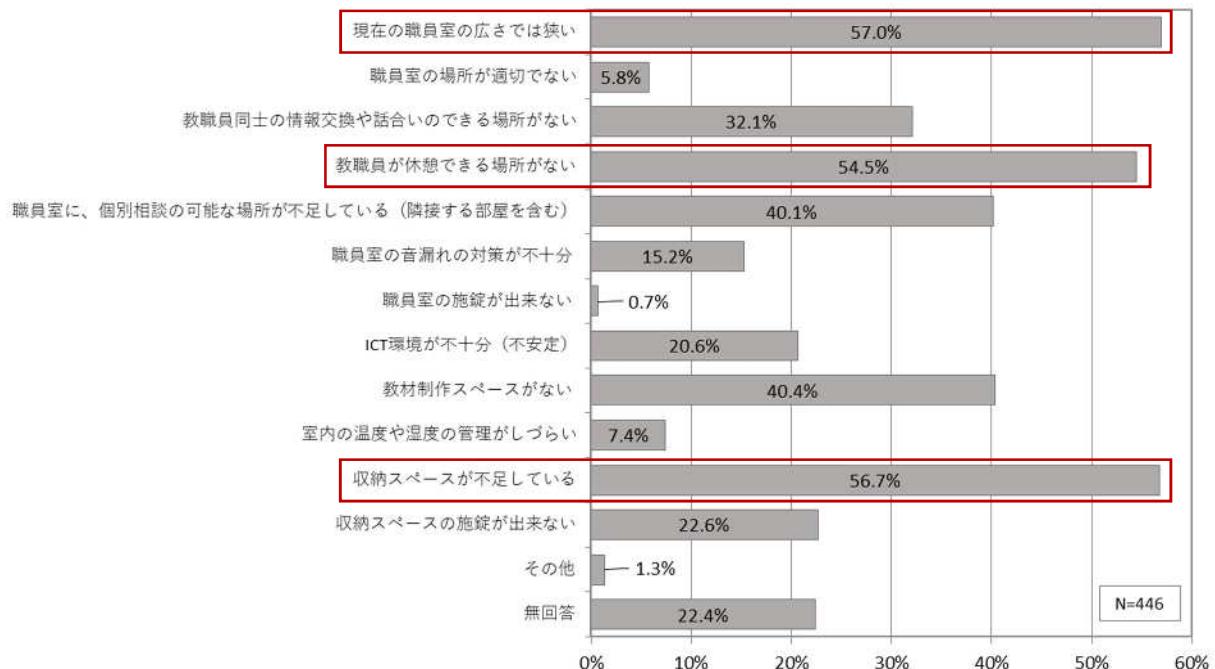
【背景】

○本アンケート調査(教職員)における職員室の課題では、「現在の職員室の広さでは狭い」が57.0%で最も多く、次いで、「収納スペースが不足している」が56.7%、「教職員が休憩できる場所がない」が54.5%です。「その他」の具体的な課題内容としては、「職員数に対して部屋が狭い」や「生徒の入室可能スペースと職員専用スペースの分離」などがありました。これらの課題をふまえ、収納スペースの拡充や職員の働きやすさに配慮した執務空間とすることとします。

○学校生活の中心は児童生徒であり、児童生徒が過ごしやすい環境づくりに繋がる学校の建替えが重要です。児童生徒の学校生活に最も接するのが教職員であり、教職員の労働環境の充実は、児童生徒の学校生活の充実にも関係するため、教職員の労働環境改善に繋がるようにパフォーマンスを最大化するための執務空間に配慮します。

管理諸室やその他諸室に関するアンケート(教職員)

学校の職員室と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)はありますか。(あてはまるもの全て)



2. 生活(を支える)空間

(1) 保健室の基本方針

- 児童生徒が落ち着ける環境、衛生的な環境、プライバシーに配慮した環境とします。
- 体調不良や不登校など児童生徒の様々な事情に対応できる設えを検討します。

基本方針の趣旨

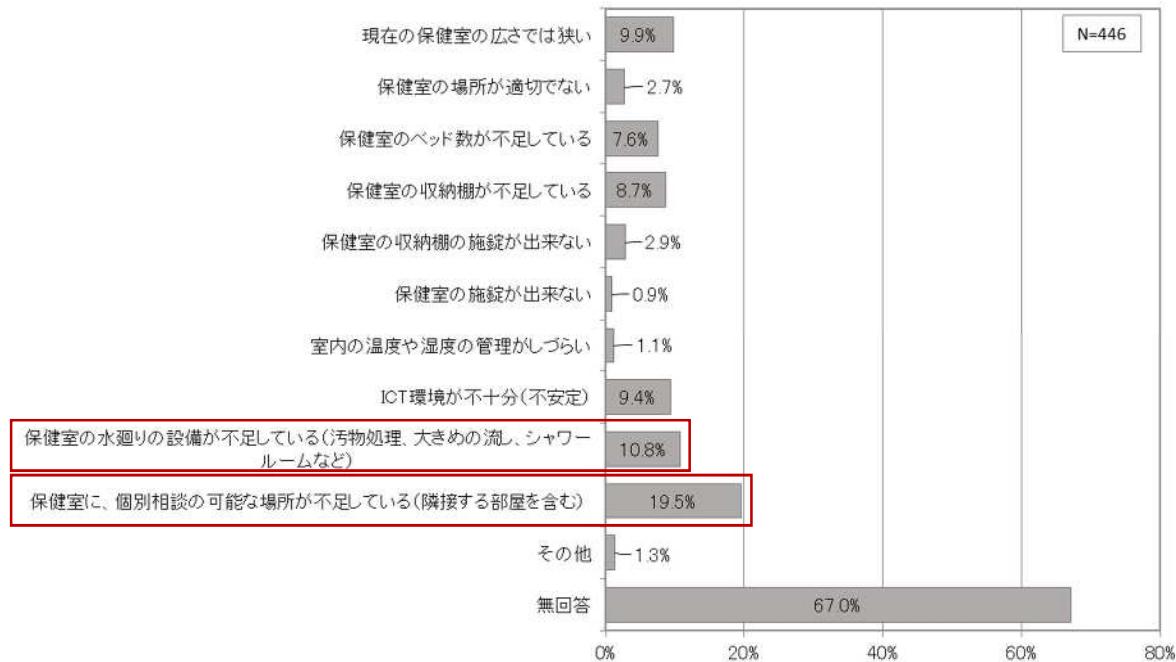
- グラウンドや校庭を見通せ、緊急車両が寄りつきやすい配置を検討します。
- 職員室に隣接することを基本とします。
- 保健室内にトイレやシャワーの設置を検討します。
- 相談室の併設を検討します。

【背景】

保健室に関するアンケート

- 第1回アンケートより、保健室の課題として、「保健室に個別相談の可能な場所が不足している」(19.5%)や「保健室の水廻りの設置が不足している」(10.8%)等が指摘されています。
- また、保健室を職員室の横に配置することや、保健室内にシャワーやトイレ、相談室を設けることも求められています。

保健室と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(困りごと)(教職員)



(2) トイレ、手洗い場の基本方針

- 乾式化・洋式化を基本とし、維持管理がしやすい仕様とします。
- 学校内に誰もが利用できるトイレを確保します。

基本方針の趣旨

- トイレの便器は洋式化を基本とし、維持管理がしやすい仕様とします。
- トイレの床は乾式化を基本とし、維持管理がしやすい仕様とします。
- 手洗い設備の非接触化を検討します。
- 器具数は児童生徒数や教職員数に適した数を確保します。
- 誰もが利用できるトイレは、多様な利用者が想定されるエリアからの使用を考慮した配置とします。
- LGBT など多様な人が利用しやすいトイレや更衣室については、「ユニバーサルデザイン・バリアフリーの基本方針(p4-25)」を踏まえて検討します。

【背景】

便器の洋式化

- 令和 5 年度時点で、各務原市の学校全体の洋式化率は児童生徒トイレで約 57%、屋内運動場（武道場含む）は約 93%、屋外トイレは約 10%となっています。

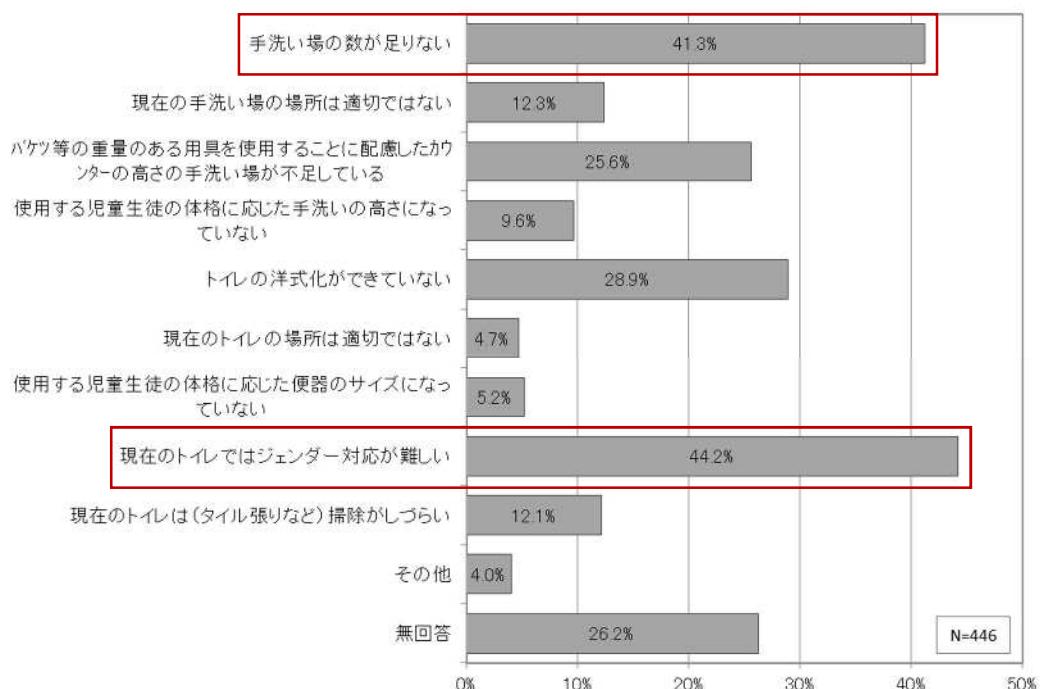
多様な利用者への対応

- 教育現場からは、特別支援学級付近に多目的トイレを整備することを求める声があります。

トイレ・手洗いに関するアンケート

- 第1回アンケート調査より、健やかな学習・生活空間の実現のために重要なこととして、「児童生徒がリラックスできる空間や、安心して相談できるような空間の整備」が 55.4%で最も多く、次いで「健やかで衛生的な環境（トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化）の整備」が 48.1%となっています。（資料編 P.5 グラフ）
- トイレ・手洗い場について教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題として、「現在のトイレではジェンダー対応が難しい」44.2%で最も多く、次いで、「手洗い場の数が足りない」が 41.3%となっています。
- さらに、那加一小、蘇原中、中央中では、トイレの数が足りない（職員用含む）ことも指摘されています。

トイレ・手洗い場について教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題(教職員)



(3) 学校給食調理場の基本方針

- 安全・安心な給食の提供が可能な施設を整備します。
- 経済性・効率性に優れた運営が可能な施設を整備します。
- 各学校の給食調理場は給食センターへ集約化する方向性とします。
- 食育の推進を図ることができる施設を検討します。

基本方針の趣旨

- 学校給食衛生管理基準を満たす環境を整備します。特に、食品の選定、検収、保管、下処理、調理工程、配送、洗浄等の各工程を HACCP*の考え方に基づく衛生管理が可能な施設とします。
- 食物アレルギー対応調理室を設ける等、食物アレルギーに対応した給食の提供を図れる施設となるよう配慮します。
- 適切な換気・空調設備を整備します。
- 施設が敷地周辺へおよぼす影響を軽減できる施設を整備します。
- 給食センター方式への集約化の方向とし、自校調理方式の良さを継承する観点に留意しながら検討します。
- 見学スペース等を配置するなどして、給食を教材として活用しやすい環境整備を検討します。

*HACCP:危害要因分析及び重要管理点 (Hazard Analysis and Critical Control Point)
原材料の入荷から最終製品の出荷までの全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のことをいいます。

【背景】

現在、各務原市内の小中学校では、給食提供方式として次の2つの方式を採用しています。
(市内小中学校25校中、給食センター方式は11校、自校調理方式は14校) (R5.6時点)

給食センター方式

- ・共同調理場を設置し、小・中学校分を一括調理し各学校へ配送する方式です。
- ・各務原市の学校給食センターは1カ所あり、平成20年4月1日に供用を開始し、R5.6時点
で一日当たり約6,000食を提供しています。

自校調理方式

- ・各学校において給食調理施設を設置し、調理を行う方式です。
- ・学校給食調理室の老朽化が課題であり、学校給食衛生管理基準に則り、ドライ運用する必要があります(努力義務)、現在の学校給食調理室は、元々ウェット仕様だったものをドライ運用して対応しています(経過措置)。

3. 運動(を支える)空間

(1) 屋内運動場・運動場の基本方針

- 授業や部活動、学校行事等に支障がない大きさを検討します。
- 授業中等の熱中症対策等を考慮し、屋内運動場に空調設備を設置します。
- ICT環境の整備を検討します。
- 維持管理のしやすさを考慮した施設の整備を検討します。

基本方針の趣旨

- 屋内運動場の面積は、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目(文部科学省)の面積を確保します。ただし、敷地規模や敷地形状・地形等の状況により、確保が難しい場合は、校舎や運動場等とのバランスを考慮しつつ、実情に応じて検討します。
- 体育器具などを収納できるスペースを確保します。
- 児童生徒の熱中症対策等のため、屋内運動場の空調設備の整備を進めます。なお、武道場の空調設備は、利用状況に応じて導入を検討します。
- 授業等でICTの活用を図ることができる環境の整備を検討します。
- 運動場は音や砂埃等による近隣住宅への影響や材質毎のメリット・デメリットを踏まえて個別の建替計画において検討します。

*防災機能については、【4.(3)避難所としての防災機能】の内容を基本とし、校庭貯留の機能もふまえて、個別の建替計画において検討します。

【背景】

屋内運動場

面積の確保

- 運動場の面積は、文科省「小学校(中学校)設置基準」で基準が定められていますが、屋内運動場については基準がなく、設置については地域の事情や教育環境により考慮することができます。
- 屋内運動場の面積は、25校中18校が「必要面積」を下回っており、特に設置後40年以上経過している学校では、児童生徒数に対して面積が不足しています。

空調設備の設置

- 屋内運動場における空調(冷房)設備の設置状況は、令和6年9月30日時点で、全国で18.9%、岐阜県で14.6%ですが、本市は0%であり、空調整備が進んでいない状況です。

«令和6年9月30日文部科学省報道発表»

ICT環境の整備

- 体育分野におけるICT活用は、「中学校学習指導要領(平成29年告示)保健体育」において期待されています。

○屋内運動場には、通信ネットワークが未整備のため、授業時においての ICT の活用が十分に行えない状況です。

体育施設に関するアンケート(教職員)

体育施設について教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題、困りごと

- ・体育館に空調設備がない。
- ・児童数に対して体育館が不足している。
- ・教室と体育館の移動距離が長く、運動時間が削られる。
- ・wi-fi 環境がない。
- ・体育館の照明設備の交換が困難。
- ・体育器具の出し入れが大変。

運動場

運動場の材質

○運動場の材質は、全ての小中学校でクレイ(土)舗装を基本としていますが、砂埃や雑草対策が課題となっています。

○本市では、25 校中 12 校に校庭貯留施設が整備されており、地下貯留施設部分には荷重制限があるなど重機等の使用に関しては注意が必要です。

○また、「木曽川右岸流域関連 各務原市公共下水道事業計画」に位置付けられた校庭貯留施設のある学校の建替等の計画の際には、建替後の機能継続について担当部署との協議により方針を決定します。

(2) プール施設の基本方針

- 各学校のプール施設は集約化の方向性とします。
- 児童生徒が利用しやすく、安心できるプール施設とします。

基本方針の趣旨

- 集約化の方向性を基本としますが、個別の具体的なあり方は今後の府内検討等をふまえ、民間活用等を含めて方針を定めます。
- 更衣室等を適切な場所に配置し、ジェンダー対応の更衣室も整備します。

【背景】

プール施設の老朽化

- 25校中23校が建築後、30年以上経過したプール施設を保有しています。その内、50年を超えるプール施設を保有している学校は3校です。
- 経年による不具合部分が多く、修繕・更新が多い状況です。
- 建設等のコストが上昇し、維持管理費も大きくなっています。

使用期間・稼働率の低下

- 使用期間が短く、水泳授業は6~7月が主で、授業時間は、10時間程度/年・人です。
- 小中学校のプールは、屋外プールであるため天候の影響を受け、猛暑日や雨天時等は稼働できません。

維持管理の負担

- 専門外の教師にとっては、水泳指導の負担が大きく、また、毎日のプールの安全管理、プール清掃、水質管理等の負担も大きい状況です。
- プールの管理は、水質管理・安全管理業務など、夏休み期間中のプール開放や部活動なども含めて必要です。

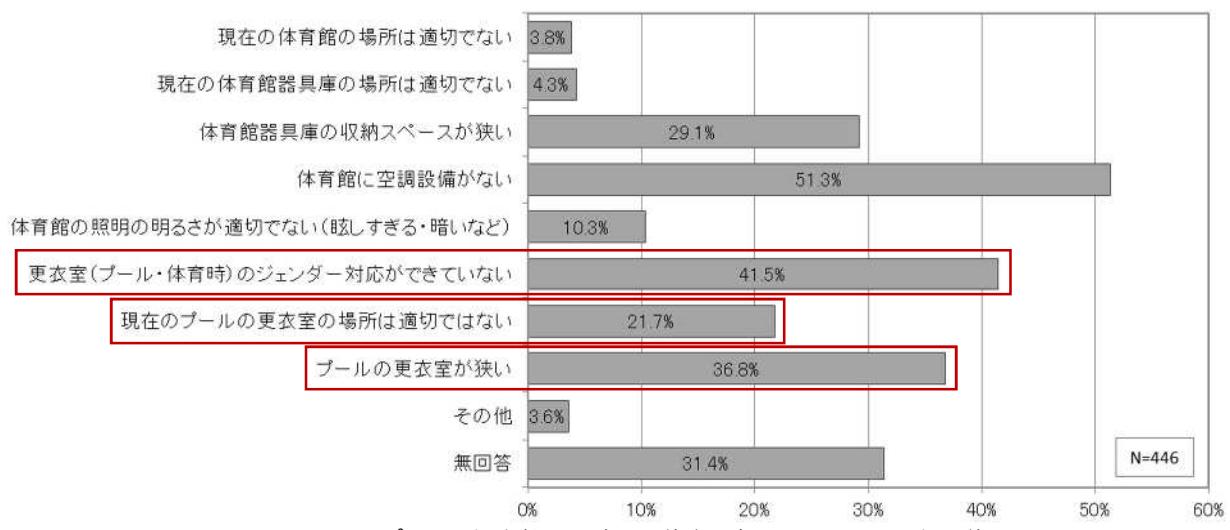
水泳授業の必要性

- 指導基準(小中学校学習指導要領)は、「指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないとことできますが、これら心得については必ず取り上げること」とされています。
- 学校建替時を見据えた25校のプール施設のあり方の方向づけが必要です。

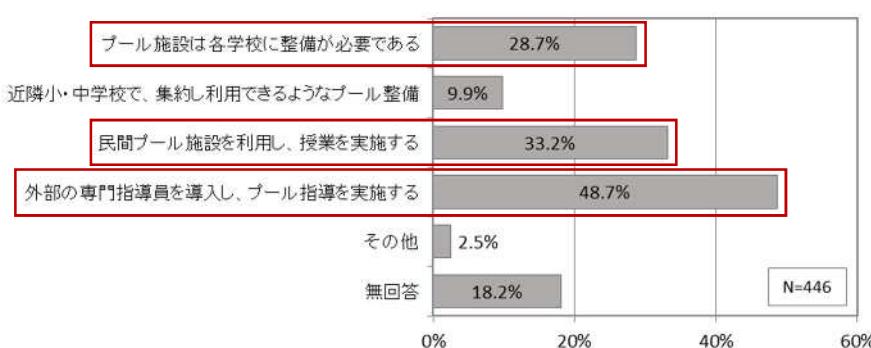
プール施設に関するアンケート

- 学校の体育施設とそれに関連する機能についての課題(困りごと)は、「更衣室(プール・体育時)のジェンダー対応ができない」が41.5%、「プールの更衣室が狭い」が36.8%、「現在のプールの更衣室の場所は適切ではない」が21.7%であり、更衣室に関する課題が多く挙げられています。
- これからの学校プールのあり方について、必要だと思うこと(該当するものすべて選択)は、「外部の専門指導員を導入し、プール指導を実施する」が48.7%、「民間プール施設を利用し、授業を実施する」が33.2%、「プール施設は各学校に整備が必要である」が28.7%であり、教職員のプール施設・プール指導の負担軽減が望まれていると考えられます。

体育施設・屋外施設等と、それに関連する機能について、教育活動や児童生徒の学校生活にかかる課題・困りごと(教職員)



これからの学校プールのあり方について、必要と思うこと(教職員)



4. 管理運営等

(1) 安全・安心な教育環境の基本方針

防犯対策

- 敷地内外からの視認性を重視した施設計画とします。
- 防犯監視システム及び通報システムを検討します。

事故防止

- 安全性を重視した施設計画とします。
- 事故が発生した場合でも被害が最小限となる施設計画とします。

防災対策

- 安全性能、耐震性能、水害対策等を重視した施設計画とします。
- 児童生徒の避難動線に配慮した施設計画とします。

基本方針の趣旨

防犯対策

- 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保された配置計画とします。
- 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することができる施設計画とします。
- 正門や通用門を見通せる位置に職員室や事務室等の管理諸室を配置します。
- 見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握のための防犯監視システムを検討します。
- 万が一侵入された場合等の緊急事態への対応のため、各教室、校長室、職員室、事務室等相互間や、警察、消防への連絡等を迅速に行うための通報システムを検討します。

事故防止

- 危険性を内包する箇所（高所、階段等に面した吹抜け等）は、特に安全性を重視して計画・設計を行います。なお、危険性が分かりやすいデザインとします。
- 事故防止の観点から、校庭、建物回りのスペース、建物内部及び外部の各所等について見通しを確保し、死角となる場所を除去します。
- 事故につながる可能性のある隙間や突起など、児童生徒が予測しにくい危険を減らします。
- 児童生徒の多様な行動に対して、万が一事故が発生しても、その被害が最小限となるよう、要所に緩衝材を設置するなどの配慮をした計画とします。
- AED の設置については、必要な時に利用し易い位置を想定します。
- 緊急事態発生時に、情報を迅速に関係者に伝えられるよう、必要に応じて伝達システムを検討します。

防災対策

- 学校は、児童生徒が学習、生活の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に多数の地域住民が利用することも考慮し、十分な安全性能が確保できる構造とします。
- 地震発生後においても人命の安全確保や機能確保及び二次被害の防止を図ることができる施設計画や設備を検討します。
- 建物の構造は、地盤の状況、建物特性、風の影響などを考慮するとともに、合理的でバランスの取れた計画とします。
- 敷地やその周辺に、土砂災害や浸水想定がある場合は、地域の実情をふまえた計画とします。
- 地域の実情により浸水想定がある敷地での計画をする場合には、情報機器や電気設備関係諸室について適切な位置・高さを検討するとともに、屋内運動場は高床式にするなど施設計画を含めた検討をします。
- 非常時の児童生徒、教職員の安全確保のため、教室等から屋外への円滑に避難できる複数の経路を確保します。なお、オープンスペースなどの柔軟性・可変性のある空間を避難経路と兼ねる場合は、避難及び防火上の配慮が必要です。

【背景】

防犯対策

- 運用面の観点から、各学校の校門の施錠は十分でない状況です。
- 各学校に監視カメラが複数台設置されています。

事故防止

- 消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書によると、教室の窓からの転落や吹き抜けからの転落、窓、ドア等のガラスによる事故といった学校の施設又は設備に起因する事故がみられます。

«出典：消費者安全調査委員会「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 学校の施設又は設備による事故等 令和5年3月」»

防災対策

- 旧耐震基準の校舎・屋内運動場のうち、耐震診断の結果が基準値を下回る施設については、耐震補強工事を実施済みです。
- 各務原市ハザードマップ上に位置付けがある学校もあります。
- 校庭貯留施設が設置されている学校もあります。

安全・安心な学校施設に関するアンケート（市民）

- 安全・安心な学校施設にとって特に重要なことは、「防犯カメラ等の防犯監視設備」が73.3%、「死角となる場所がない学校施設の配置」が47.7%、「正門や通用門を見通せる職員室や事務室の配置」が47.1%となっています。（資料編 P.14 グラフ）

(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリーの基本方針

- 障がい等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境を検討します。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設や色彩を検討します。

基本方針の趣旨

- 国が定めるバリアフリー法に準拠した計画とします。
- 段差の解消や段差のないフラットな施設を検討します。
- 校舎や屋内運動場等にバリアフリートイレやエレベーター等を整備することを検討します。
- 児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて計画・設計します。

- *バリアフリー :障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。
- *ユニバーサルデザイン :障がいの有無にかかわらず、能力や年齢、国籍、性別などの違いを超えて、すべての人が利用しやすいデザインのこと。
- *LGBT :本方針では、LGBTsやLGBTQ、SOGI等といった様々な性的少数者の総称の一つとして表記しています。

【背景】

- 各務原市の学校には、エレベーターが設置されていません。
- 一部の学校には、階段に車いす昇降機を設置しています。
- スロープのない出入口については、仮設のスロープで対応している所もあります。
- 小中学校の施設面はバリアフリー対応に留まっており、ユニバーサルデザインを採用した設えとなっていません。運用上の工夫で、各学校が都度、状況に合わせて現場対応している状況です。
- 第1回アンケートでは、「特別な配慮が必要な人のためのスペース確保と施設全体のバリアフリー化」が48.0%であり、LGBTに配慮した施設、エレベーターやスロープの設置を求める声が挙げられています。

これからの中学校を整備する際に、子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な学校を作るために特に重視したい項目(学校代表者)(資料編P.4)

- ・「校内に死角がないような、建物、屋外施設、入り口の配置をする」が80.0%、「緊急時のお知らせや校内連絡ができる設備を整備する」が56.0%、「特別な配慮が必要な人のためのスペース確保と施設全体のバリアフリー化」が48.0%となっています。

これからの中学校で、教室とそのまわりにあったらよいと思うもの(児童生徒)

- ・エレベーターの設置。
- ・近未来かつ、バリアフリーな校舎にしたい。(例、自動ドア、エレベーターなど)

学校の建替えに関するご意見やご要望（市民・保護者、教職員）

- ・現存の学校はエレベーターが無いため、建替えに伴うバリアフリー化が必要。（市民・保護者）
- ・LGBT に配慮したトイレ施設や更衣室なども必要になってくるのではないか。（市民・保護者）
- ・地震に強い、バリアフリーに対応した建物であることが重要。（市民・保護者）
- ・体育館の入口に、スロープを置くなどのバリアフリー化。（教職員）

(3) 避難所としての防災機能の基本方針

- 学校の早期再開を見据えて配置計画を検討します。
- 避難所運営時に必要となる機能や設備を検討します。

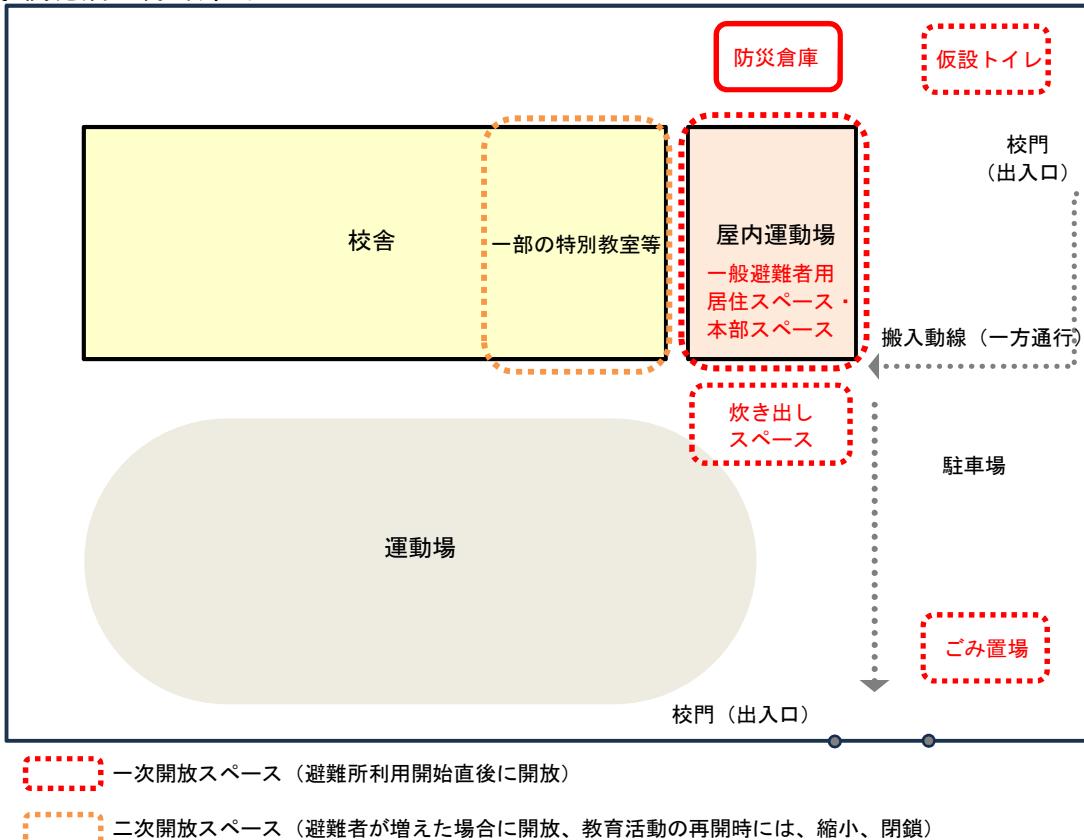
*バリアフリー対応を前提とします。

*防災機能の検討は、鍵の管理を含めて計画段階から防災関係部局と協議・連携します。

基本方針の趣旨

- 学校の再開を見据えて、避難所として開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分した配置計画を検討します。その際、バリアフリー対応のトイレなどは、避難所エリア内もしくは隣接する場所に配置検討します。
- 避難所に設置する設備は、学校施設として日常的に使用するものを基本としますが、その他で有用なものがある場合は導入を検討します。
- 避難所運営時の個人情報等を扱うスペースの確保についても検討します。
- 車両避難も想定し、歩車分離したスムーズな動線の確保を検討します。
- 車は一方通行とし、グラウンドへの出入り口（車両通行可）は2箇所以上検討します。
- 大型の支援車両を考慮し、敷地内への大型車両の出入りが可能な設えを検討します。
- 炊き出し調理等に対応できる設備等を検討します。

学校施設の利用計画のイメージ



避難所に求められる機能(例)

<避難所運営>

地域防災無線

- ・災害に関する初期情報を入手し、避難行動につなげるための地域防災無線

運営のためのスペース

- ・避難所の運営にあたる職員等の執務スペース
- ・救援物資を搬入、保管、配給するためのスペース

<避難、居住等>

避難時における進入

- ・学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合でも、校舎の屋上や屋内運動場等に円滑に避難できるよう、校門や出入口の扉に、災害時に壊せるプラスチックカバーで鍵を覆う方法やパニックオープニング機能を有する電気錠、地震時に自動的に開くキーボックス等の機能

トイレ

- ・下水管を利用したマンホールトイレの整備及びトイレの洗浄水
- ・車いす利用者やオストメイトに対応したトイレ(みんなのトイレ等)

水

- ・断水となる場合に備えた耐震性の貯水槽

電気・ガス

- ・停電した場合に備えて、非常用発電機の設置や、太陽光発電設備を整備する場合(ZEBと関連し、総合的に検討)には停電時においても自立運転できる機能

避難者各自が行う情報通信

- ・避難者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう、特設公衆電話の設置やインターネット通信の無線 LAN

備蓄スペース

- ・備蓄スペースは、想定浸水高さより高い安全な位置で、避難者の居住スペースに近く、可能であれば建物内や屋根下等の使い勝手がよく、管理しやすい配置
- ・備蓄倉庫を屋内運動場内に設置し、屋外から倉庫に直接出入りできるようにするとともに、大きな備蓄品の搬入が可能となるような扉を設置。館内に設けない場合は、屋内運動場に近接したところに、倉庫を配置

居住スペース

- ・避難者の居住スペースは、空調設備、カーテンの設置、通風による換気
- ・空調設備の設置とあわせた断熱性能
- ・停電時でも屋内運動場等の居住スペースやトイレ等に一定の照明

要配慮者への対応

- ・高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者の専用スペース
- ・車いす利用者や高齢者等が安全で円滑に利用できるようバリアフリー化の推進

(4) 地域開放・地域コミュニティの拠点、複合化の基本方針

- 児童生徒の安全を十分に確保します。
- 保護者や地域の方が学校内で活動できる場所を設け、地域と学校の交流を推進します。
- 適切な施設の管理運営が可能な方法・体制について関係者と十分に調整します。
- 施設利用者の目的に応じた適切な動線の確保を検討します。

基本方針の趣旨

地域開放・地域コミュニティの拠点

- 地域開放するエリアを設ける場合は、児童生徒の安全に十分配慮し、各施設のセキュリティゾーンや管理区分を検討・整理し、施設設計に反映します。
- 管理運営の体制等については、学校に過度の負担がかからないよう計画段階から関係者と十分に調整します。
- PTA や学校運営協議会等が利用できる（仮称）コミュニティルームを整備します。
- 地域開放するエリアについては、地域住民の利用のしやすさに配慮した配置を検討します。
- 地域の需要や運営状況に合わせて時間的、空間的に区切り、段階に応じて柔軟に変更できる空間構成を検討します。

複合化

- 他の公共施設等（放課後児童クラブを含む）と複合化する場合は、児童生徒の安全に十分配慮されていることを前提とします。
- 管理区分や運営等については、計画の初期段階から関係者と十分に調整を行います。
- 複合化する施設との相互利用や交流に配慮し、施設の高機能化・多機能化を検討します。
- 放課後児童クラブは、特別教室を含むその他の空間を利用する場合も想定されます。その際は、学校内の動線に配慮した検討を行います。また、放課後児童クラブの円滑な送迎車両動線を確保します。

【背景】

地域開放・地域コミュニティの拠点

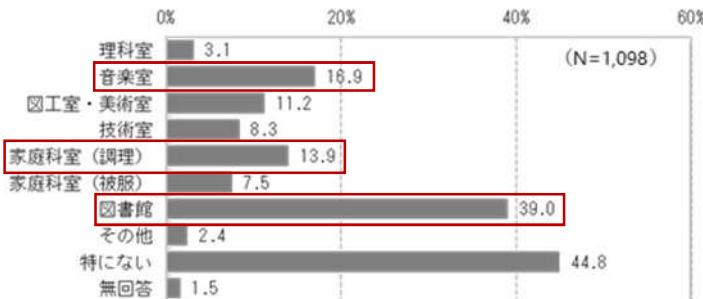
- 現在、各務原市の小中学校では、主に「屋内運動場」「運動場」で地域開放を行っています。
- 第1回アンケート調査（学校代表者）より、会議室や特別教室（図書館・音楽室等）等でも地域開放を行っている学校もあります。
- 各務原市では部活動の地域移行を進めており、今後学校外からの人の出入りや、時間外の利用の増加が予想されます。
- 平成30年度に2つの中学校区で学校運営協議会が設置されて以降、令和2年度からは全ての中学校区で設置され、各地域の特徴を活かしたコミュニティ・スクールが実践されています。
- 第2回アンケート調査（市民・保護者）より、学校開放で利用したい特別教室は、「図書館」39.0%や「音楽室」16.9%、「家庭科（調理）」13.9%が多く挙げられています。
- 学校施設が地域と密接につながるために必要な空間として、「図書館や特別教室等、地域住

民に開放されている空間」41.5%、「授業時間外に児童生徒の学習を支援できるスペース」35.4%、「保護者、PTA、地域住民、学校ボランティア等の人たちが気軽に立ち寄れるスペース」34.7%が挙げられています。

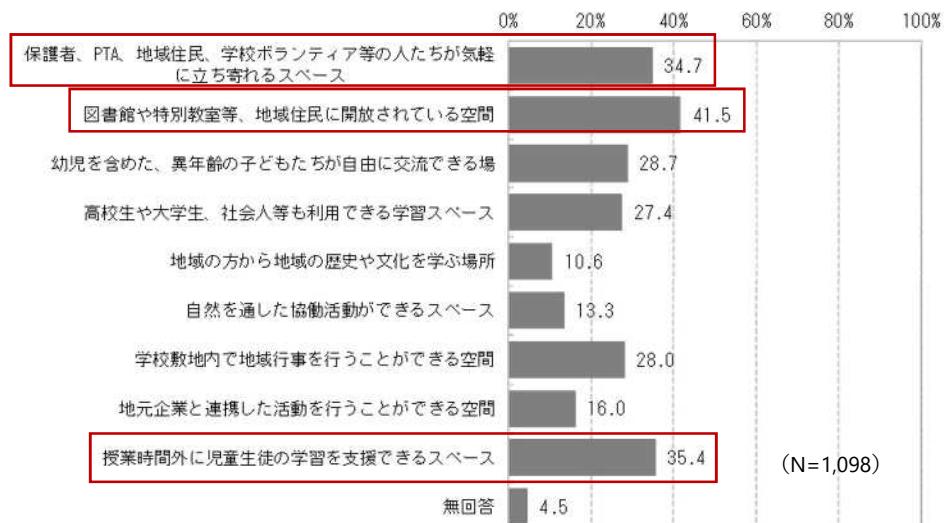
○学校と地域が関わることについて、市民・保護者からは教職員の負担軽減、運営管理の仕組みづくり、施設利用ルールの必要性、防犯面での懸念が指摘されています。

○市民・保護者からの指摘から、単純に施設を開放すればよいというわけでもなく、その仕組みづくりや安全面が課題とされ、管理体制も含めた整備が求められています。

学校開放で利用したい特別教室（市民・保護者）



学校施設が地域と密接につながるために必要な空間等（市民・保護者）



学校と地域が関わることについてのご意見・ご要望（市民・保護者）

- ・学校と地域との関わりは良いことだが、その対応などで教職員の仕事が増えるようなことになつてはいけないと思う。
- ・先生方の負担を少しでも減らす為、民間との連携が必要と思う。
- ・学校の(PTA)役員さんの仕事を差しさわりのない範囲で地域のボランティアさん等に頼ることができないかと思います。
- ・学校開放で子どもが使用できたり、休日学校施設の開放だったり、休日に何か興味のあるイベントがあれば参加したいと思います。ただ外部で運営してもらえるなら賛成ですが、保護者の負担となるのであれば現状のままでよいと思います。
- ・地域交流は大切ですが、やはり不特定多数の方が、授業時間に自由に入り出るのは、防

犯上不安。利用時間や利用場所の区切り等、より公共施設を意識したルール作りが必要。また共用施設として、別に管理者が必要となることも考えられる。

- ・学校施設の管理者の明確化、鍵管理などの明確化、施設使用ルールのマニュアル化、どの施設でも共通化など。

複合化

○川島小学校、中学校では、川島ライフデザインセンターが併設されています。

○各務原市内の全ての小学校で、放課後児童クラブを実施しています。

(5) 環境配慮・エコスクールの基本方針

- 環境に配慮した設計、建設、運営とし、環境教育にも活かせる地球環境に優しい学校施設を検討します。

基本方針の趣旨

- エコスクール*の考え方を基本とします。
- 省エネルギー化が図れるような適切な建築設備等を検討します。
- 再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ZEB*化を目指します。
- ライフサイクルコスト(建築から解体までの生涯費用)の抑制を図ります。
- 柔らかで温かみのある感触によるストレス緩和効果の期待や CO₂ 削減に配慮し、木材の積極的な利用を検討します。

*エコスクール

エコスクールとは、環境を考慮して整備された学校施設のことと、エコスクールの整備に際しては、次の 3 つの点に留意することとします。

施設面…やさしく造る

- ・健康で快適な学習空間や生活空間
- ・周辺環境との調和
- ・環境への負荷を低減させる設計・建設

運営面…賢く・永く使う

- ・機能変化に対応できる工夫
- ・永く使える材料の選定
- ・維持・管理を容易にする工夫

教育面…学習に資する

- ・施設から学習できる工夫
- ・原理・仕組みを理解できる工夫
- ・性能を体感できる工夫

«文部科学省(平成 22 年 2 月)公式ウェブサイトより»

*ZEB とは

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

«経済産業省資源エネルギー庁「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ」(平成 27 年 12 月)»

(6) 景観デザインの基本方針

- 各務原市景観計画を遵守した学校施設とします。
- 学びの場として相応しい学校施設の景観・デザインとします。

基本方針の趣旨

- 各務原市景観計画に基づいた景観・デザインを検討します。
- 重点風景地区内の学校建替の場合は、風景形成基準における建物高さ、色彩の基準を遵守します。
- 自然環境との親和性が求められる場合は、自然風景の稜線や眺望などに配慮した学校施設のデザインを検討します。
- 住宅地周辺での学校建替を検討する場合は、近隣の日照やプライバシーなどに配慮した配置を検討します。
- 施設の利用者にとって親しみやすく、居心地が良い景観・デザインを検討します。
- 施設の利用者が直接手を触れられる箇所には木材を積極的に活用する等、温かみのある学びの場となるような施設計画を検討します。
- 歴史や周辺環境を継承するため、学校や地域で大切にしている敷地内の記念碑や記念樹等は保全していくことを検討します。

学校敷地における重点風景地区及び景観地区の指定状況について

学校(計25校)一覧

分類	学校名称	重点風景地区	景観地区
中学校 (8校)	那加中学校	都心ルネサンス地区	—
	桜丘中学校	都心ルネサンス地区	—
	稻羽中学校	—	—
	川島中学校	—	—
	鵜沼中学校	—	—
	緑陽中学校	(坂祝バイパス沿線地区) *	—
	蘇原中学校	—	—
	中央中学校	市民会館周辺地区	—
小学校 (17校)	那加第一小学校	—	—
	那加第三小学校	都心ルネサンス地区	—
	那加第二小学校	都心ルネサンス地区	—
	尾崎小学校	—	—
	稻羽西小学校	—	—
	稻羽東小学校	前渡西町地区	—
	川島小学校	—	—
	鵜沼第一小学校	—	—
	各務小学校	—	—
	八木山小学校	—	—
	鵜沼第三小学校	都心ルネサンス地区	—
	緑苑小学校	(坂祝バイパス沿線地区) *	—
	蘇原第一小学校	—	—
	蘇原第二小学校	—	—
	鵜沼第二小学校	—	—
	陵南小学校	(木曽川沿い地区) *	—
	中央小学校	市民会館周辺地区	—

*広告物に関する規制あり(建築物に関する規制なし)

第5章 各務原市学校建替事業の進め方

I. 学校建替に向けた検討の流れ

学校建替基本方針は、市内の学校を建替する場合に共通する事項を定めています。これは、学校施設の画一化を目的とするものではなく、個別の学校建替に向けた検討をする際に考慮すべき基本的な考え方等を示すものです。

学校建替事業の推進は、関係する方々の共通認識が最重要です。多面的な現状の把握・分析、各学校の特性、課題及び地域性等を踏まえた創意工夫を図りつつ、児童生徒数の推移、地域の実情などを十分考慮し、児童生徒、教職員、保護者、地域の方々との話し合いを行い段階的に進めています。

(1) 事業計画の作成

本市は各務原市学校教育系施設（小中学校）等個別施設計画において、鉄筋コンクリート造の校舎の目標使用年数を70年から80年としています。老朽化の状況と、各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（R2策定／改訂があった場合は、その改訂内容）に基づき、学校建替の必要性や学校建替に向けた環境整備について事業計画を作成します。

(2) 整備事業の検討

学校施設の更新は、それぞれの学校の敷地条件や施設状況を見極めたうえで決定します。学校施設の老朽化状況や将来の児童生徒数・学級数の推移等を踏まえた検討を進める中で、全面建替以外に部分的な大規模改修を選択することも考えられます。その場合においても、本市が目指す学校施設の基本理念や基本方針の考え方を前提に施設を整備します。

(3) 行政組織間での連携

学校建替の際には、教育的視点とは別の視点からの検討も必要です。

例えば、第4章にもあるように避難所のあり方のような防災的視点からの検討や、近年の人員費、材料費等の高騰による多額の学校建替事業費を踏まえた財政的な視点からも検討する必要があります。

必要な学校施設の整備と事業費のバランスを取りつつ、事業費のかけ方にもメリハリをつけて国等からの補助金を含めた財源の確保に努めていきます。

(4) 当事者間や地域との連携

学校施設を使用し教育活動を行う小・中学校の教職員や児童生徒、保護者等の学校関係者や、学校施設を活用する地域の方々とも、十分に連携・調整を図っていきます。

学校施設の建替は地域の課題解決の重要な契機ともなります。そのため、地域の実情やニーズを的確に把握し、検討する必要があります。地域の声を反映しながら、地域課題の解決や地域のまちづくりに資する施設として整備できるよう配慮します。

本市では、地域講師による学習の機会の提供や企業との連携によるキャリア教育など、地域の多様な人材を活用した取り組みを進めています。また、中学生を中心とした「ふれコミ隊」による地域ボランティア活動や、地域の方々を中心とした「通学路見まもり隊」による登下校時の見守り活動を通じて、地域での交流が深められています。この他にも、各中学校区の学校運営協議会の協力を得ながら、地域の学校教育への参加や子どもたちの地域参画の様々な機会を創出しています。

今後も地域との連携を密にしながら、児童生徒を育成していく環境づくりに配慮していきます。

2. 各学校における建替事業の進め方

(1) 建替事業のプロセス

学校ごとの建替事業の基本的な進め方は以下のとおりです。建替事業は、同一敷地内での建替を基本としつつ、諸事情により別の場所とする場合は別途検討が必要となります。

また、各校の構想・計画段階において、財源や事業スケジュール、開校後の長期的な維持管理方式もふまえ、適切な事業手法の検討や補助金の活用検討が必要です。

【地域等との合意形成】

当該地域の保護者の方や地域住民の方々の意見を伺いながら各学校の建替等の事業実施に向けて段階的に進めていきます。

学校関係者・保護者・地域との話し合い*

建替検討対象校の保護者や地域住民に対する説明会を開催して、学校建替の必要性、学校建替に向けた環境整備について理解と協力を得ることとします。

学校関係者や地域の代表者を含む準備組織の設置

学校建替に向け、保護者代表、地域代表、学校関係者、教育委員会等からなる準備組織として(仮称)学校建替を考える会等を設置し、建替の手法や、実施時期、スケジュール、安全対策や地域の伝統文化を活かした教育活動など学校施設のみならず運営面の視点も含めた協議を行い、計画を策定していくこととします。

学校施設の建替は、構想・計画・設計段階におけるワークショップ、市の広報紙、ホームページ等を通じて地域へ情報共有しながら、地域の意見も広く聞き、地域と一体となって進めて行くことを想定しています。

*話し合い:特定のテーマについて複数の人が集まり、意見を交換し合うことを指す。話し合いの目的は、共通の理解を深めたり、合意を得たり、問題を解決したりすること。

地域等との合意形成の流れ(例)

○学校建替基本方針に関する取組の周知

○学校関係者・保護者・地域との話し合い

- ・現状と課題
- ・学校建替の必要性
- ・今後の進め方

○学校関係者や地域の代表者を含む(仮称)学校建替を考える会の設置

- ・基本構想、基本計画、基本設計等の検討時における意見交換・情報共有

【事業手法の検討】

学校建替の事業手法は、従来方式（公設公営）のほか、民間活力を活用した事業手法が考えられます。各校の構想・計画段階において、財源や事業スケジュール、開校後の長期的な維持管理方式もふまえた、適切な事業手法を検討することとします。

事業手法（例）

○従来方式

- ・設計事務所による設計業務完了後、建設会社に建設業務を仕様発注^{*1}し、建設会社が建設業務を実施する（設計・建設業務の分離発注）。

○DB方式（Design Build（デザイン・ビルド）方式）

- ・建設会社等に設計・建設業務を一括して性能発注^{*2}し、建設会社等が設計・建設業務を実施する。

○PFI方式（Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）方式）

- ・民間事業者（事業を実施する特別目的会社）に資金調達・設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注^{*2}し、民間事業者が各業務を実施する。

○リース方式

- ・民間事業者（リース会社）に資金調達・設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注^{*2}し、民間事業者が各業務を実施し、施設を所有し、市にリース（建物賃貸借）する。

***1 仕様発注**: 発注者が示す仕様（寸法、面積、材料、工法等）どおりに受注者が建築物等を建設する発注方式。受注者は仕様どおりに建設することになるため、受注者の技術的能力を活用することが難しい。

***2 性能発注**: 発注者が求める性能を規定し、受注者はその性能を満足することを要件として建築物等を建設する発注方式。受注者の提案によって、受注者の技術的能力を活用し、効率的な施設整備が可能となる。

【基本構想】（期間：概ね半年間～1年間）

各学校を整備する上での、市としての統一的な基準である、第3章「各務原市学校建替基本方針」を反映するとともに、各学校の独自性やそれぞれの敷地条件などを踏まえ、おおまかな校舎面積や必要諸室及び施設整備や施設配置の考え方などを設計条件としてまとめます。

同一敷地内での建替が適当でないと考えられ、建設候補地を新たに選定する際は、個々の学校や地域の状況を踏まえながら、敷地の特性について総合的に評価して検討します。

基本構想の内容（例）

- ・地域特性、地域ニーズの把握
- ・学校施設整備の方針（整備コンセプト）
- ・学校規模（校舎面積や児童・生徒数など）の整理
- ・必要諸室（種類や室数）の整理
- ・敷地内の施設配置や校舎面積のパターン比較
- ・建設候補地の検討

【基本計画】（期間：概ね半年間～1年間）

基本構想などで提示された設計条件を整理し、施設整備や施設配置の考え方を取りまとめ、新たな学校施設の全体像を示します。

ラーニングセンターを始めとする学校施設の規模は、敷地面積や小学校と中学校に求められる学習内容に応じて学校個別に規模を設定します。具体的な規模・配置は、各学校個別の基本計画段階において検討します。

基本計画の内容（例）

- ・敷地内の施設配置の検討
- ・必要諸室（種類や室数）の検討
- ・新たな学校施設の平面計画、断面計画、イメージ図等の作成
- ・構造計画・設備計画の方針の検討
- ・事業スケジュール、事業費の検討
- ・関係部署との事前協議（開発、建築審査、消防等）

【基本設計】（期間：概ね半年間～1年間）

基本計画を基に、具体的な施設配置や建物の平面と空間の構成、備えるべき機能や性能、内外のデザインなどを検討し、整備に係る概算費用を示した上で、新たな学校施設の姿を明確にします。

基本設計の内容（例）

- ・基本設計図書の作成、基本設計説明書の作成
- ・建築（配置図、各階平面図、立面図、断面図）、構造、電気設備、空調設備・衛生設備、外構、備品などの各図面の作成
- ・概算工事費の積算
- ・関係部署との事前協議（開発、建築審査、消防等）

【実施設計】（期間：概ね1年間）

基本設計図書に基づいて、デザインと技術面の両面にわたって詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に向けた具体的な仕様や整備費用を決定します。

実施設計の内容（例）

- ・実施設計図書の作成、実施設計説明書の作成
- ・建築、構造、電気設備、空調設備・衛生設備、外構、備品などの仕様の決定
- ・工事契約に向けた整備費用の決定
- ・工事発注に向けた関連資料などの作成
- ・建築確認（計画通知）申請図書の作成、申請手続き

【建設工事】（期間：2年間～3年間）

実施設計図書に基づき、新たな学校施設を建設します。また、愛着の持てる学校施設を目指し、工事進捗状況の情報を発信します。

建設工事の内容（例）

- ・造成工事
- ・建設工事の実施（校舎・屋内運動場の建設工事、運動場、駐車場等の外構工事）
- ・許認可、総合図、施工図、製作図、検査記録などの作成

なお、同一敷地内で既存校舎を活用しながら段階的な工事を行う場合は、更に数年間の期間を要します。

【学校施設の維持管理】

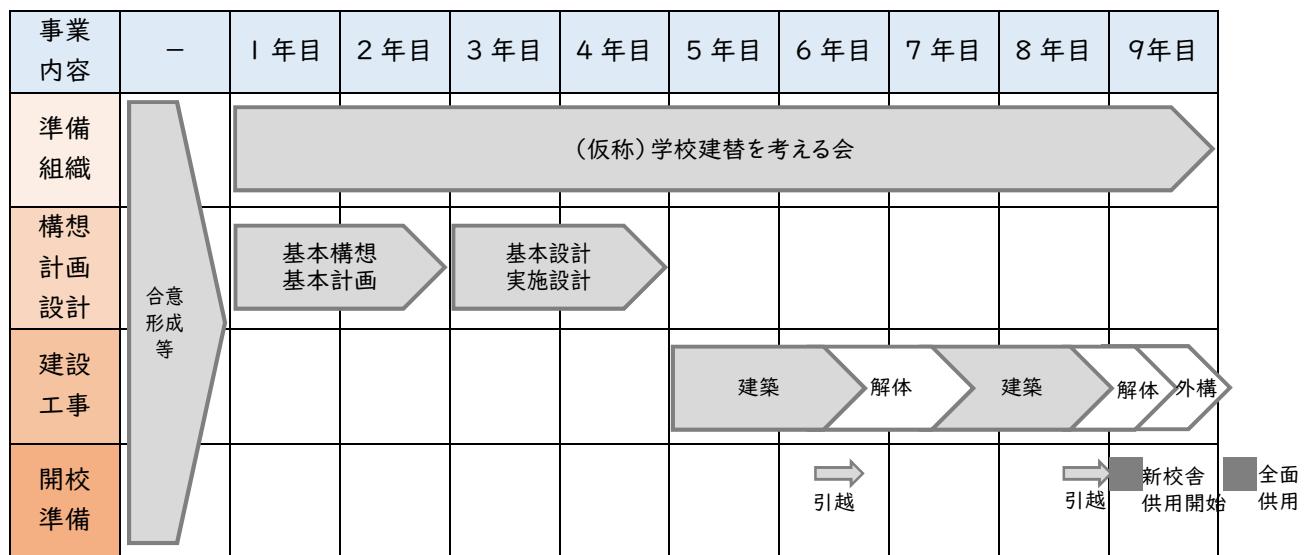
新たな学校施設の維持管理を適切に行うため、長期的な視点で適切な更新計画を整備し、費用の平準化や削減を図ります。また、建替工事や改修及び修繕工事を実施した場合には、その工事履歴を記録すると共に、学校施設台帳や施設図面を更新し、適切に管理します。

（2）建替事業スケジュール

スケジュールは、学校施設の建替内容、学校規模、敷地条件等により異なります。そのため、具体的な事業スケジュールは、個別の基本構想・基本計画段階において設定することになります。

次の条件①～③を満たす場合の、スケジュールの一例を表に示します。

- ① 事業手法は、PFI 等によらない従来方式
- ② 用地取得を伴わない現在の学校と同一敷地内
- ③ 仮設校舎を設置せずに、既存校舎を活用しながらの建替え



3. 今後の課題

今後の学校の建替事業に際しては、本方針で定める以外にも様々な配慮が必要です。事業実施に向けての今後の課題としてここに整理します。

(1) 児童生徒数の減少と学校施設

本市の小中学校の児童生徒数は、本基本方針の「第2章2. 児童生徒数の減少」に示すように、今後も減少傾向にあります。この傾向は今後も続くと見込まれており、この先、全校児童生徒数が100人を下回ると推計される小学校もあります。

本市では、学校規模の適正化を図る一つの取組として、令和5年度から「小規模特認校制度」を導入し、稻羽東小学校と緑苑小学校の2校において市内全域からの就学を認めています。

実際の学校建替の際には、児童生徒数の状況を踏まえ、公平な教育環境と児童生徒数や学級数の変化に柔軟に対応できる環境を整備していく必要があります。そのため、児童生徒数の推計を踏まえた適正規模・適正配置等の基本計画の改定についても議論が必要です。

(2) 学校施設のあり方

文部科学省では、小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が有効であると判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることを制度化しています。現在は、教育のあり方として小学校、中学校、義務教育学校という3つの実施形態があります。

本市においては、現時点では小学校、中学校の実施形態ですが、本方針の「はじめに ○学校建替基本方針の対象施設」にも示すように、今後の学校建替事業に際しては、将来の児童生徒数を検証しつつ対象施設を設定することになります。対象施設によっては、教育の実施形態に適した学校施設のあり方を選択する必要があるため、義務教育学校を含む小中一貫教育に適した学校施設のあり方についての検討が必要となる場合があります。

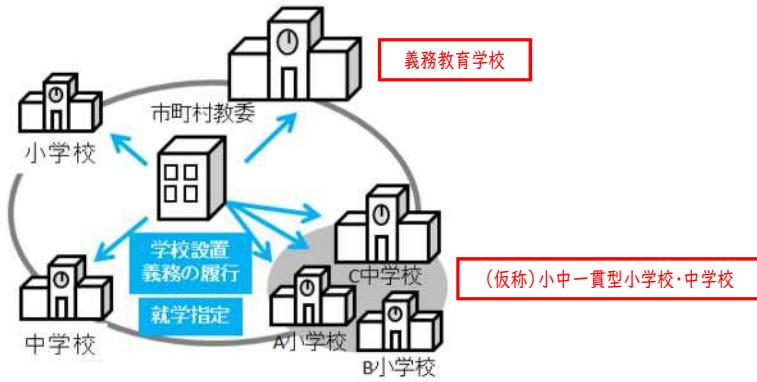
以下に小中一貫教育の二つの類型と制度化後のイメージを示します。

○小中一貫教育の二つの類型

	義務教育学校	(仮称) 小中一貫型小学校・中学校
修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ・9年 (ただし、天候の円滑化率のため、前半6年と後半3年の仮定の区分は確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校と同じ
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(*) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(義務教育学校と同じ)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施) (*) ・教員は各学校種に対応した免許を保有
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一体・分離を問わず設置可能

(*) 通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

○制度化後のイメージ



※出典:報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」H27.7(文部科学省)

(3) 事業実施に向けた課題

これからの中学校施設の建替は、第2章「各務原市の学校施設を取り巻く現状と課題」において先述のとおり、学校施設の老朽化、児童生徒数の減少、学習スタイルの変化、地域とのつながり、多様性への対応、ライフサイクルコストなど様々な課題に対応しつつ、将来を見据えて学校の建替を進めて行くことが求められます。

今後、学校施設の建替手法によっては、現在の敷地内での工事をすることも想定されます。建替事業の実施に際しては、以下の事項について配慮します。

○学校敷地の選定

- ・再整備に関しては、児童生徒や周辺住民に与える影響等をふまえ、既存の学校敷地を基本とします。
- ・諸事情により、移転も含めた検討を行い、総合的な判断で敷地を決定することも考えられます。(学校の敷地面積が不足する場合、児童生徒の安全性の確保に支障がある場合等)

○基本構想・基本計画・設計段階における検討課題

- ・基本構想・基本計画・設計段階における業務は、より良い事業者の選定を行うためプロポーザル方式での発注を検討します。
- ・基本構想・基本計画の段階で、財源や事業スケジュール、維持管理等の多角的な視点から、従来方式、DB方式、PFI方式等の事業手法を検討します。
- ・基本構想・基本計画・設計段階においては、本方針の考え方を踏まえることを基本としつつ、各種制約条件の中で、多角的な視点から優先順位を見極めます。
- ・学校の限られた休業期間で更新できるような施設計画や設備を検討します。
- ・日常的な維持保全がしやすい設えを検討します。
- ・各学校個別の基本構想に入るまでに、学校給食調理場やプールについて、集約化を含めた具体的なあり方を定めておく必要があります。

○工事中における児童生徒の安全性の確保

- ・現在の敷地内での建替の際には、通常の授業を行いながら工事をすることとなるため、建替工事の期間中は、工事車両の動線や資材置場の位置などに十分配慮し、児童生徒の安全を確保します。
- ・仮設校舎を建設する場合は、仮設校舎の安全性、耐震性、耐久性、セキュリティ面に十分配慮し、児童生徒の安全を確保します。

○工事中における授業への配慮

- ・工事期間中は、児童生徒の授業が仮設校舎の設置、解体、工事スペースの確保等により制限を受けるため、対応策を十分検討した配慮を行います。特に、運動場の利用や体育館、武道場の使用については、近隣の運動場の利用を含め検討します。

○工事中における地域への配慮

- ・工事期間中は、学校施設の避難所としての利用や地域活動などの使用についても制限が発生するため、工事スケジュールなどを早めに情報提供するよう努めていきます。

○建替時期の配慮

- ・同一の児童生徒が、小学校も中学校も仮設校舎での学校生活となることを極力避けて、建替順を検討します。

○防災機能の配慮

- ・地震、洪水及び集中豪雨等の災害時において、十分な安全性を確保した施設とし、敷地及び周辺に、水害や土砂災害の被害想定がある場合については、地域の実情を加味した対策を検討します。

○事業費削減に向けた工夫

- ・学校施設の再整備にあたっては、児童生徒数・学級数の推移を考慮し、適切な場合は全面建替に比べ大規模改修等を効果的に取り入れることも工事費の縮減に効果的な場合も考えられます。
- ・学校施設は、維持保全についても多額の費用が必要となります。長期的な視点でライフサイクルコストを意識した施設整備を進めます。

資料編

I. 各務原市学校建替基本方針策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 屬 等
委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学 特任教授
副委員長	服部 吉彦	中部学院大学 教授
委 員	福島 茂	名城大学 教授
委 員	奥村 美樹恵	那加第二小学校 校長
委 員	佐藤 幹彦	蘇原中学校 校長
委 員	篠田 勲	各務原市自治会連合会 理事
委 員	熊崎 健二	各務原市青少年市民会議 副会長
委 員	阿部 雄介	各務原市PTA連合会 顧問
委 員	杉山 幹治	各務原市子ども会育成協議会 会長
委 員	尾関 加奈子	市民委員

2. 策定委員会の取り組み方について

策定委員会は、文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(R4.3)中の新しい時代の学びを実現する学校施設の5つの姿「学び」「生活」「共創」「安全」「環境」の視点で検討することとしました。下表は策定委員会の各回の議題と検討の視点を示したものです。

【表 策定委員会の議題と検討の視点】

年 度	開催年月	議 題	策定委員会の検討内容 5 つの視点				
			学び	生活	共創	安全	環境
令和4年度	第1回 8月10日	①委員長、副委員長の選出 ②会議の公開等の関する要領(案)について ③事業の概要について					
	第2回 11月11日	①基本理念、考え方について ②他都市における新しい学校づくりの事例について ③策定委員会の検討内容(検討フロー)について					
	第3回 12月28日	①多様な学習活動を展開できる教室空間について ②アンケート調査について(1回目) *地域カルテ・学校カルテ	○ 多様な学習活動を展開できる教室空間				
	第4回 2月24日	①新たな学校づくりにかかるアンケートの事前ヒアリング(報告) ②アンケート調査内容の修正版 ③図書館、執務空間、配慮をする子の空間	○図書館、執務空間、配慮をする子の空間				
令和5年度	第5回 4月28日	①プール施設について ②学校給食調理場について ③アンケート調査結果の報告(1回目) ④ワークショップについて(議題)	○プール施設について	○ 学校給食調理場について			
	第6回 6月30日	①ワークショップについて(報告) ②学校給食調理場について ③基本方針の中間報告書(案)		○ 学校給食調理場について			
	第7回 8月25日	①各務原らしさと地域特性 ②安全安心な教育環境について ③アンケート調査について(2回目)				○ 安全安心な教育環境	
	第8回 10月23日	①各務原らしい学校施設のあり方について(修正案) ②屋内運動場、運動場について ③避難所としての防災機能について			○屋内運動場、運動場について	○避難所としての防災機能	
	第9回 12月22日	①トイレ、バリアフリーについて ②配慮をする子の空間(その2) ③アンケート調査結果の報告(2回目)	○配慮をする子の空間	○トイレ、バリアフリーなど			
	第10回 2月16日	①地域開放・複合化、地域コミュニティの拠点 ②環境配慮・エコスクール、景観・デザイン ③学校建替事業について			○地域開放・複合化		○環境配慮・エコスクール、景観・デザイン
令和6年度	第11回 4月26日	①学校建替基本方針(案)の検証 これまでの積み残しや追加検討課題に関する方針等 ②学校建替基本方針の運用について					
	第12回 8月23日	①小中一貫教育を検討する場合の学校施設 ②学校建替基本方針答申書(素案)					
	第13回 10月21日	①学校建替基本方針(案)					
	第14回 11月20日	①パブリックコメント前の基本方針案確認					
	第15回	①パブリックコメント結果報告 ②学校建替基本方針について					

3. 対象施設について

本方針の対象施設は、本市が所管する小中学校施設（小学校17校、中学校8校）とします。

小学校	中学校
 <p>尾崎小学校 那加第一小学校 那加第三小学校 那加第二小学校 稻羽西小学校 稻羽東小学校 川島小学校 鵜沼第一小学校 鵜沼第二小学校 鵜沼第三小学校 緑苑小学校 八木山小学校 陵南小学校 各務小学校 蘇原第一小学校 蘇原第二小学校 中央小学校 川島小学校</p>	 <p>蘇原中学校 桜丘中学校 稻羽中学校 川島中学校 鵜沼中学校 緑陽中学校 蘇原中学校 中央中学校 川島中学校</p>
<p>那加第一小学校 那加第二小学校 那加第三小学校 尾崎小学校 稻羽西小学校 稻羽東小学校 川島小学校 鵜沼第一小学校 鵜沼第二小学校 鵜沼第三小学校 緑苑小学校 八木山小学校 陵南小学校 各務小学校 蘇原第一小学校 蘇原第二小学校 中央小学校</p> <p>合計 17校</p>	<p>那加中学校 桜丘中学校 稻羽中学校 川島中学校 鵜沼中学校 緑陽中学校 蘇原中学校 中央中学校</p> <p>合計 8校</p>

4. 各務原市学校建替基本方針策定に関するアンケート調査について

本方針の策定では、令和5年3月に学校施設の現状課題やこれからの学校施設のあり方について「市民、未就学児の保護者」「児童生徒の保護者」「学校代表」「教職員」「児童生徒」を対象としたアンケート調査①を実施し、基本方針として重視すべき事項、留意が必要な事項の把握・整理を行いました。

また、令和5年10月には地域に開かれた学校づくりやこれからの新たな学校施設の地域開放について「市民」「児童生徒の保護者」を対象としたアンケート調査②を実施し、基本方針として重視すべき事項、留意が必要な事項の把握・整理を行いました。

なおアンケート調査の回答方法については基本WEBとし、一部※については郵送を併用しています。

《アンケート調査①の概要》

【実施概要】

■調査時期 令和5年3月13日～3月28日

■回収状況

型	対象者	配布部数	回答数	回答率
A	市民・未就学児の保護者	市民 1,000部 未就学児の保護者 250部	※ 523部	38.1%
	児童生徒の保護者	1,018部	340部	
		計 2,268部	計 863部	
B1	学校代表	25部	25部	100%
B2	教職員	小・中教職員 724部	446部	61.6%
C	児童生徒	小学生 524部 中学生 494部	小学生 405部 中学生 421部 不明 20部	83.1%
		計 1,018部	計 846部	

学校代表者アンケート結果

<学校施設の地域開放について>

- ・開放しているが92%で、殆どの学校が開放を行っている。
- ・施設の種類は、「体育館」100%「運動場」91.3%、空き教室、会議室、特別教室（図書館・音楽室など）8.7%。

<安全・安心な学校づくりについて>

- ・「校内に死角がないような、建物、屋外施設、入り口の配置をする」が80.0%、「緊急時のお知らせや校内連絡ができる設備を整備する」が56.0%、「特別な配慮が必要なためのスペース確保と施設全体のバリアフリー化」が48.0%。

<将来的な空き教室利用について>

- ・利用用途では、「地域交流スペース」が77.0%、「子育て支援施設」が64.0%、「生涯学習スペース」が64.0%。

<環境に配慮した施設づくりについて>

- ・「再生可能エネルギー設備等の設置による環境教育への活用」が61.2%で最も多い。
- ・次いで「環境に配慮した学校施設の整備」が58.9%。

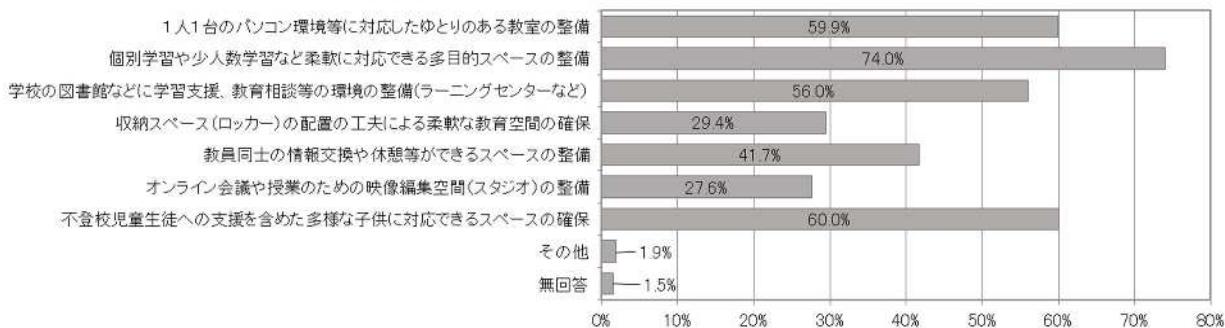
市民・保護者アンケート結果

<今後の学校施設について>

Q【学び】個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現に重要な項目 (Q5) ※グラフ参照

- 「個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペースの整備」が 74.0%で最も多く、次いで、「不登校児童生徒への支援を含めた多様な子供に対応できるスペースの確保」が 60.0%、「1人1台のパソコン環境等に対応したゆとりのある教室の整備」が 59.9%

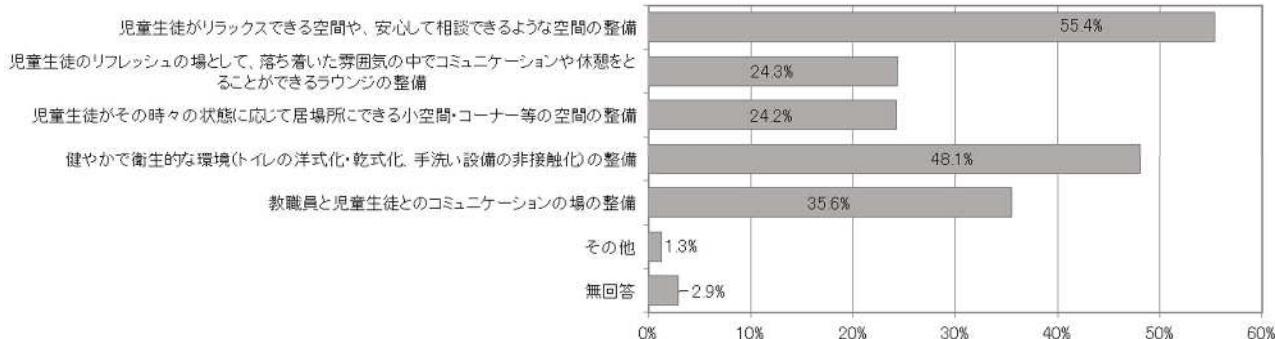
Q5.【学び】柔軟で創造的な学習空間を実現に重要と思う項目 (MA) N=863



Q【生活】新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現に特に重要と思う項目 (Q5) ※グラフ参照

- 「児童生徒がリラックスできる空間や、安心して相談できるような空間の整備」が 55.4%で最も多く、次いで「健やかで衛生的な環境(トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化)の整備」が 48.1%

Q5.【生活】健やかな学習・生活空間を実現に特に重要と思う項目 (MA) N=863



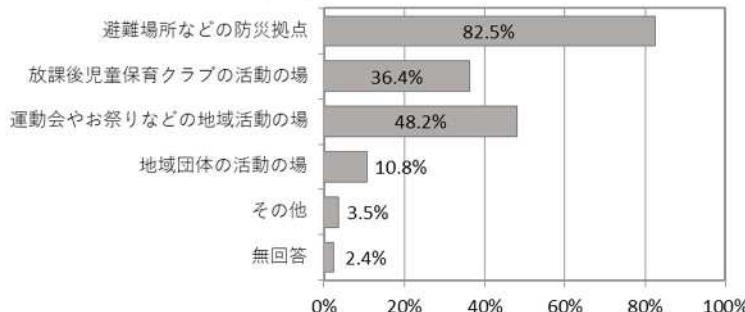
<地域における学校のあり方>

Q現在の学校が地域とどのような関わりを持つ場所か (Q6) ※グラフ参照

- 「避難場所などの防災拠点」が 82.5%で最も多く、次いで「運動会やお祭りなどの地域活動の場」が 48.2%、「放課後児童保育(学童)の活動の場」が 36.4%

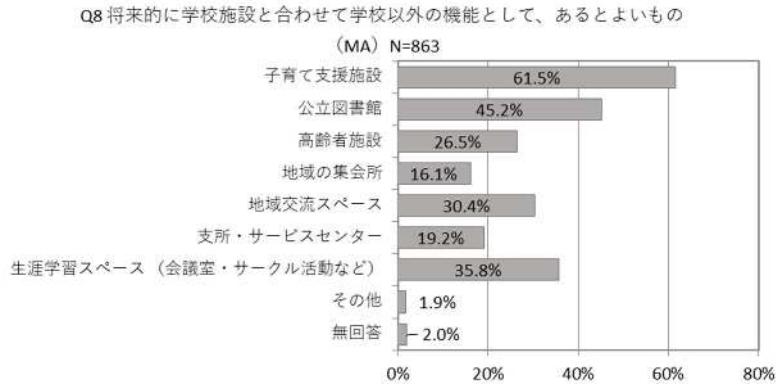
Q6 現在、小・中学校はお住いの地域とどのような関わりを持つ場所ですか

(MA) N=863



Q将来的に学校施設と合わせて学校以外の機能として、あるとよいと考えるもの(Q8)※グラフ参照

- ・「子育て支援施設」61.5%で最も多い
- ・次いで「公立図書館」45.2%

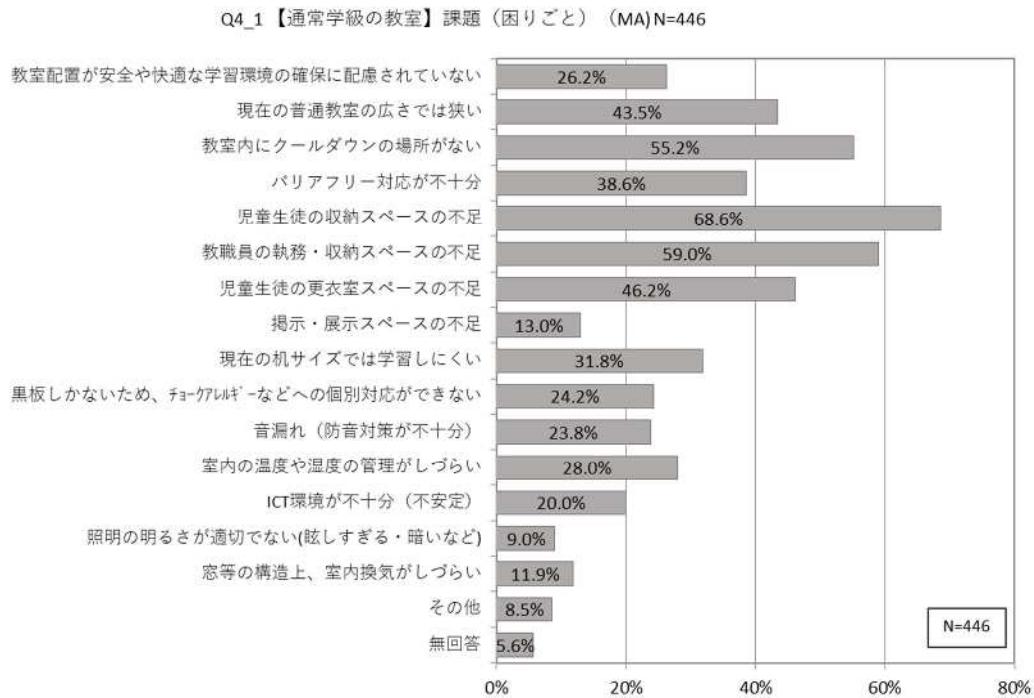


教職員アンケート結果

<学校施設について>

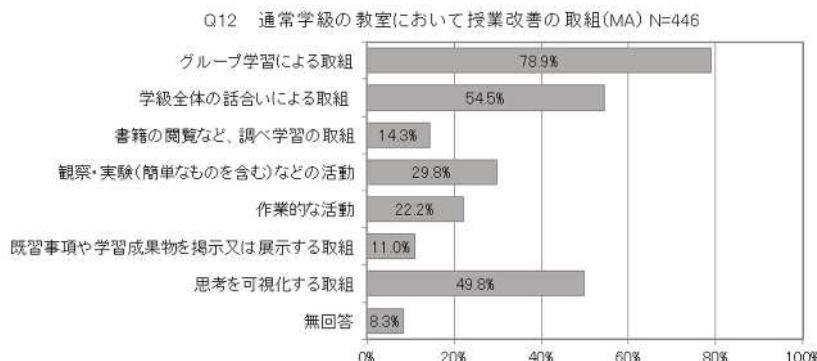
Q【現在の通常学級の教室での課題】(Q4)※グラフ参照

- ・通常学級の教室での課題(困りごと)では、児童生徒、教職員の収納不足を課題と感じている割合が高い。
- ・また、「クールダウンスペース不足」や、「児童生徒の更衣室スペースの不足」も高い割合となっている。



Q通常学級の教室において実施されている「主体的・対話的で深い学び」に係る授業改善の取組のうち最も重視している項目(Q12)※グラフ参照

- 「グループ学習による取組」が78.9%で最も多く、次いで、「学級全体の話し合いによる取組」54.5%、「思考を可視化する取組」が49.8%となっている。



<各教室・諸室の課題に関して>

Q【特別教室での課題】(Q5~Q10)

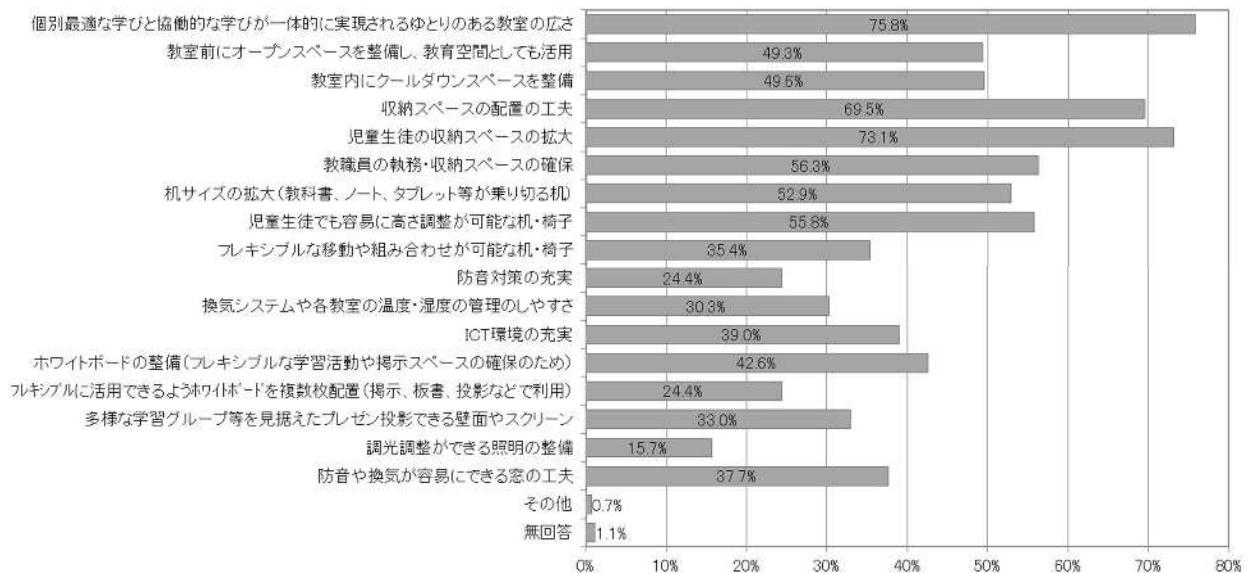
理科室	流しの使い勝手がよくない(41.5%)	机がグループ活動用で実験と記録の両立などが難しい(34.0%)
音楽室	楽器を保管するための環境が十分ではない(46.9%)	
家庭科室	ICT 環境が不十分(不安定)(46.3%)	現在の広さでは狭い(36.3%)
図工室・美術室	作品の保管する置場所がない(62.7%)	道具等を保管場所の環境が悪い(45.8%)
技術室	ICT 環境が不十分(不安定)(50.0%)	作品を保管する置場所がない(50%)
相談室 (適応指導教室)	室内の個別スペースの不足(33.3%)	
図書室	ICT 環境が不十分(不安定)(50.9%)	落ち着ける場所がない(33.0%)
職員室	現在の広さでは狭い(57.0%)	収納スペースの不足(56.7%)
会議スペース・会議室	現在の広さでは狭い(35.0%)	場所が適切でない(25.6%)
保健室	保健室に個別相談の可能な場所が不足している(19.5%)	
PTA・地域活動スペース	現在の広さでは狭い・場所がない(77.7%)	ICT 環境が不十分(不安定)(43.8%)
倉庫・教材室	現在の広さでは狭い・場所がない(79.0%)	数が足りない(62.5%)
体育施設・屋外施設等	体育館に空調設備がない(51.3%)	更衣室のジェンダー対応ができていない(41.5%)
トイレ・手洗い場	現在のトイレではジェンダー対応が難しい(44.2%)	手洗い場の数が足りない(41.3%)
廊下・階段・昇降口	学校入口の車両と児童生徒の動線分離ができていない(30.9%)	セキュリティが不十分(25.1%)

<これからの学校施設への期待>

Q通常学級の教室において必要と思われること(Q13)※グラフ参照

- ・「個別最適な学びと協働的な学びが一体的に実現されるゆとりのある教室の広さ」が 75.8%、
「児童生徒の収納スペースの拡大」が 73.1%、「収納スペースの配置の工夫」が 69.5%。

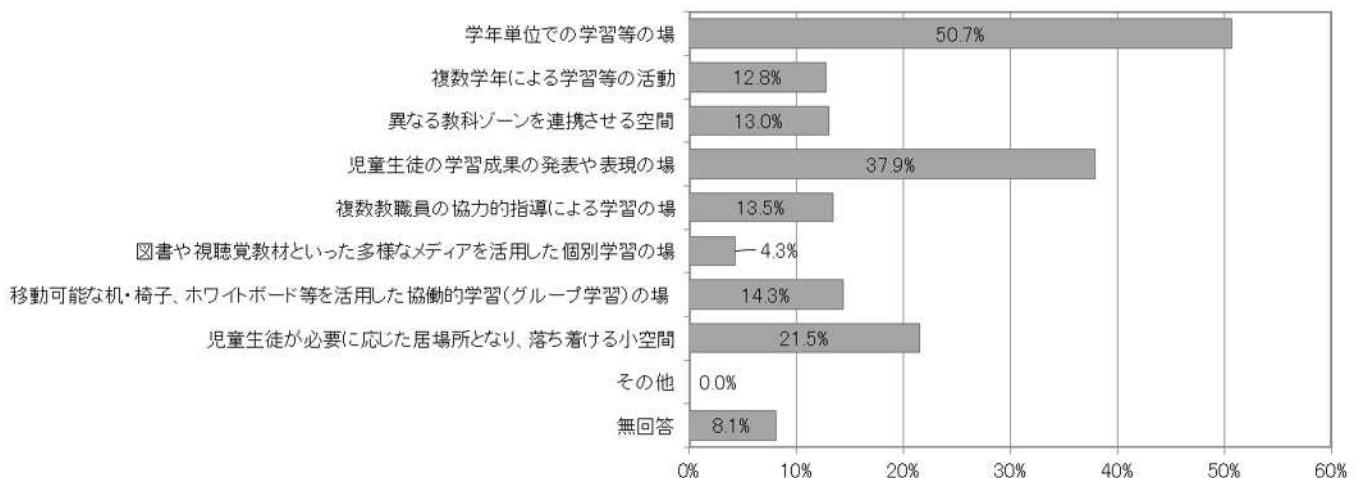
Q13 これからの学校で通常学級の教室に必要と思われるごとを選択してください。(MA) N=446



Q通常学級の教室以外に様々な活動を行う(オープンスペースや多目的室)空間にどのような活動を期待するか。(Q14)※グラフ参照

- ・「学年単位での学習等の場」が 50.7%、「児童生徒の学習成果の発表や表現の場」が 37.9%。
- ・配置・空間に関しては、「通常学級の教室に近接し、間仕切りなどで仕切られた空間」が 39.9%
- ・間仕切りの種類に関しては、「可動式(ガラスなどで中が見える)」が 32.6%。

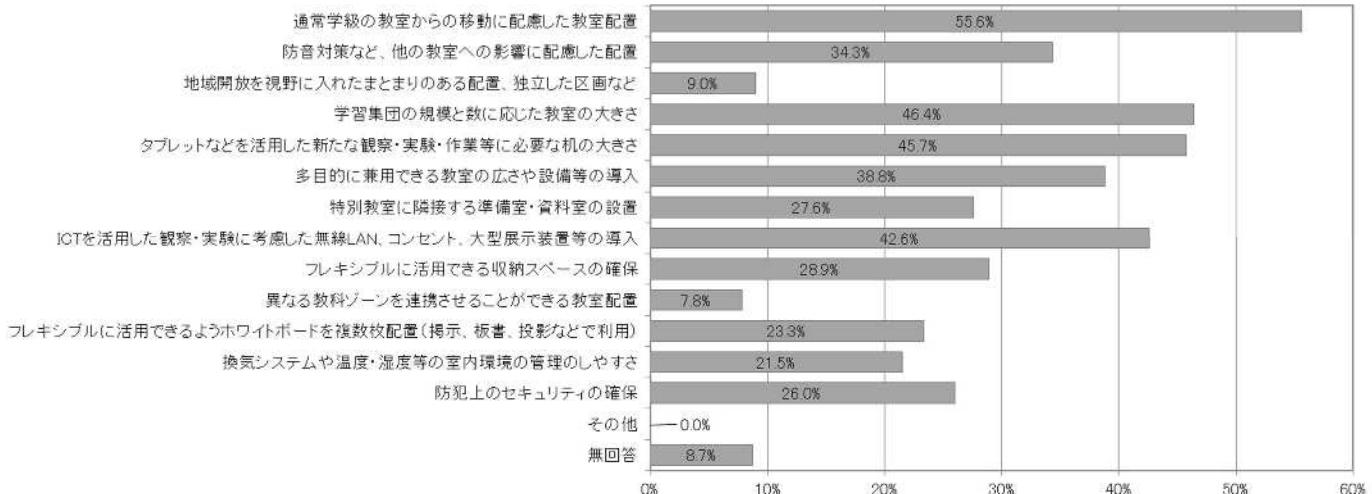
Q14_1 通常学級の教室以外に様々な活動を行う空間(オープンスペースや多目的室)の活用したいと思う項目 (MA) N=446



Qこれからの学校の特別教室に必要と思うこと。(Q15)※グラフ参照

- 「通常学級の教室からの移動に配慮した教室配置」が 55.6%、「学習集団の規模と数に応じた教室の大きさ」が 46.4%、「タブレットなどを活用した新たな観察・実験・作業等に必要な机の大きさ」が 45.7%。

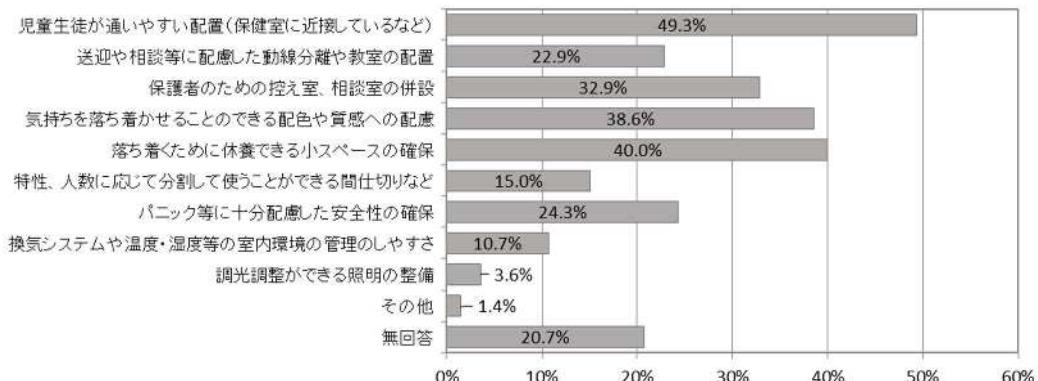
Q15_1 これからの学校で【特別教室】に必要と思うこと(MA) N=446



Qこれからの学校の相談室(適応指導教室)に必要と思うこと。(Q16)※グラフ参照

- 「児童生徒が通いやすい配置(保健室に近接しているなど)」が 49.3%、「落ち着くために休養できる小スペースの確保」が 40.0%。

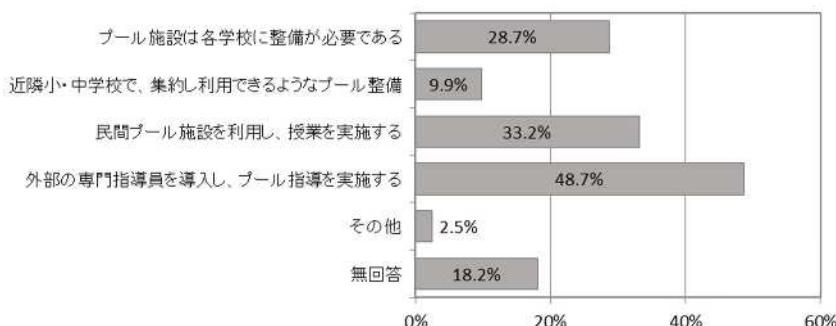
Q16_1 これからの学校で、【相談室(適応指導教室)】に必要なこと(MA) N=140



Qこれからの学校のプールのあり方について、必要と思うこと。(Q19)※グラフ参照

- 「外部の専門指導員を導入し、プール指導を実施する」が 48.7%で最も多く、次いで「民間プール施設を利用し、授業を実施する」が 33.2%。

Q19_3 これからの学校プールのあり方について、必要と思うこと(MA) N=446



児童生徒アンケート結果

<学校生活について>

Q休み時間の過ごす場所(Q2)

- ・「自分の教室(クラスルーム)」が 89.8%、「運動場(グラウンド)」が 48.3%。理由としては、「友達がいるから、友達と話したり、遊んだりするから」が最も多い理由であった。

Qどんな時に保健室を利用するか(Q3)

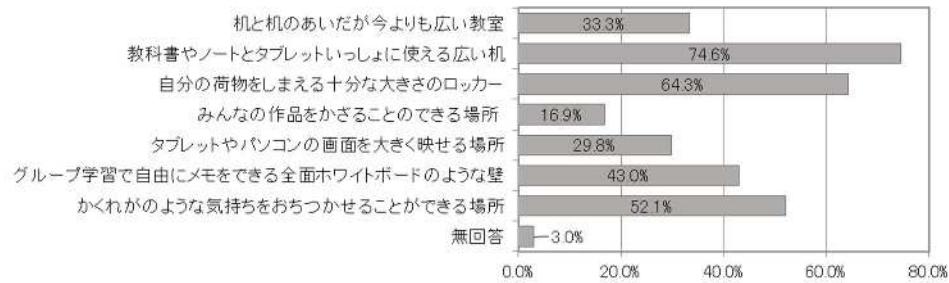
- ・「具合は悪いとき」が 84.9%、「けがをしたとき」が 80.7%。

<これからの新しい学校について>

Q教室やその周りにあったらよいもの(Q4)※グラフ参照

- ・「教科書やノートとタブレットと一緒に使える広場」が 74.6%、「自分の荷物をしまえる十分な大きさのロッカー」が 64.3%。
- ・教室と廊下の間仕切りに関しては、「いる」が 70.1%、間仕切りの種類に関しては、「中が見える仕切り」が 30.2%で多い結果となった。

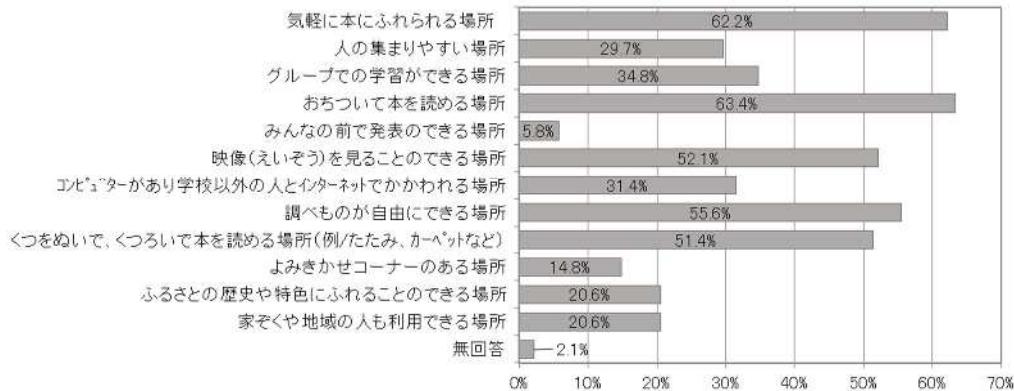
Q4 学校にあったら良いと思うもの N=846



Q図書室にはどんな場所がほしいか(Q6)※グラフ参照

- ・「おちついで本が読める場所」が 63.4%、「気軽に本に触れる場所」が 62.2%となっている。

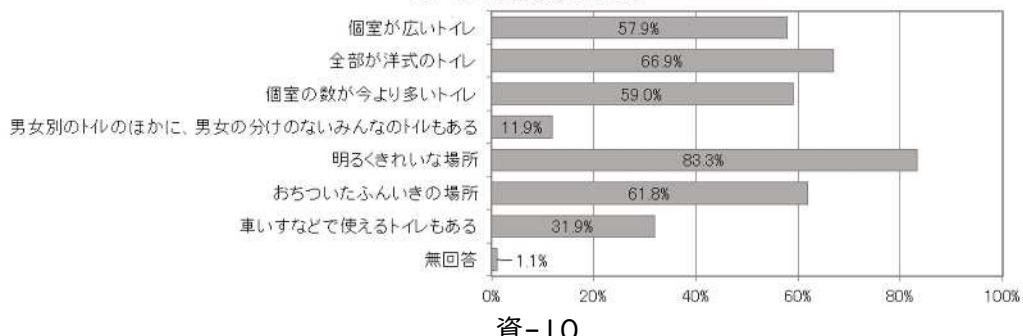
Q6 図書館に求めるもの N=846



Qトイレやその周りについてよいと思うもの(Q7)※グラフ参照

- ・「明るくきれいな場所」が 83.3%、「全部が洋式トイレ」が 66.9%、「落ち着いた雰囲気の場所」が 61.8%。

Q7 トイレに求めるもの N=846



《アンケート調査②の概要》

【実施概要】

■調査時期 令和5年10月3日～10月23日

■回収状況

対象者	配布部数	回答数	回答率
市民	1,500部	※ 624部	26.7%
児童生徒の保護者	2,605部	474部	
計 4,105部		計 1,098部	

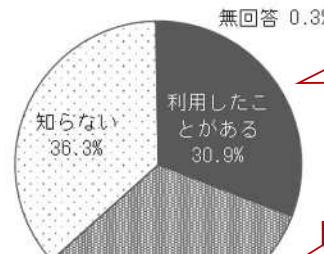
地域に開かれた学校づくりについて

<学校開放の認知度、利用度>

Q 学校開放認知度 (Q2-1 SA) ※グラフ参照

- 「知っている」が 63.4% (30.9+32.5)
- 「知っているが利用したことがない」が 32.5%
- 施設開放を「知らない」が 36.3%

(n=1,098)



利用目的は、
スポーツが
81.4%

<利用者の目的>

Q 利用したことがある人の目的 (Q2-2 MA)

- 利用者の目的では、「スポーツ」が 81.4% で最も多く、
- 次いで、「PTA・子ども会」が 23.9%
- 「その他」では、子どもたちの遊び場や学童のお楽しみイベントなどがあげられている。

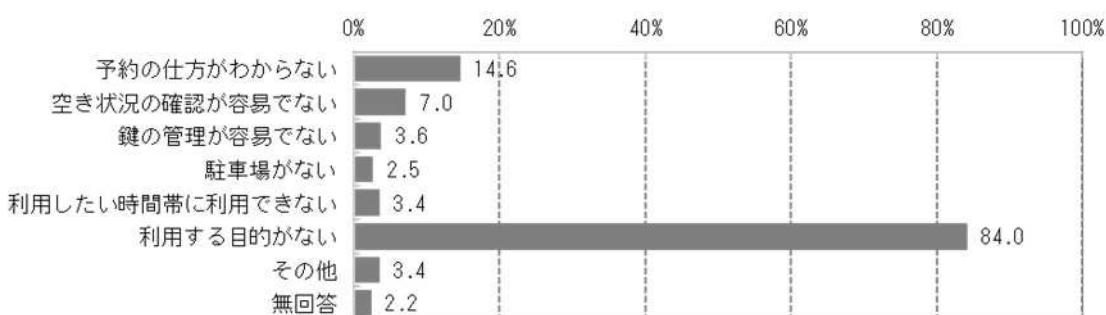
知っているが、利
用したことがない
32.5%

知っているが
63.4%
(利用したことがあ
る 30.9%)

<学校施設を利用しない理由>

Q 知っているが、利用したことがない理由 (Q2-3 MA) ※グラフ参照

- 「利用する目的がない」が、84.0%
- 「予約の仕方がわからない」が、14.6%、「空き状況の確認が容易でない」7.0%。

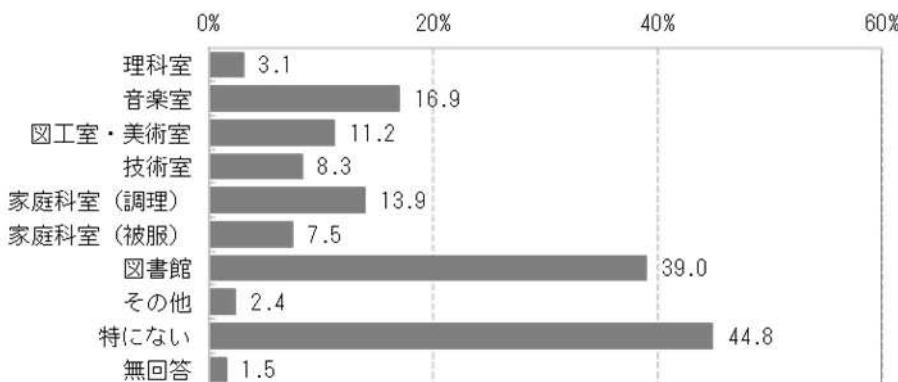


これからの新たな学校施設の地域開放について

<利用したい特別教室・平日・休日・時間帯>

Q学校開放で利用したい特別教室 (Q3-1 MA) ※グラフ参照

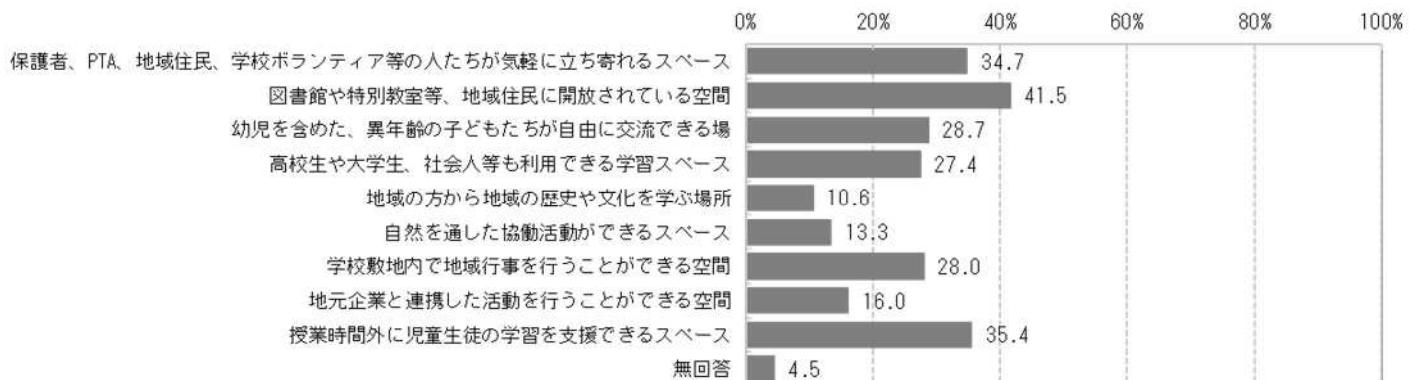
- ・学校開放で利用したい特別教室に関しては、「図書館」が39.0%で最も多く、
- ・次いで「音楽室」が16.9%、「家庭科室（調理）」が13.9%であった。
- ・「その他」では、「グラウンド」や「体育館」があげられている。
- ・平日・休日では「休日」が52.3%で半数以上。「平日放課後」が16.5%、「平日夜間」が15.6%



<地域とのつながりに必要な空間>

Q地域と密接につながるために必要な空間 (Q4 MA) ※グラフ参照

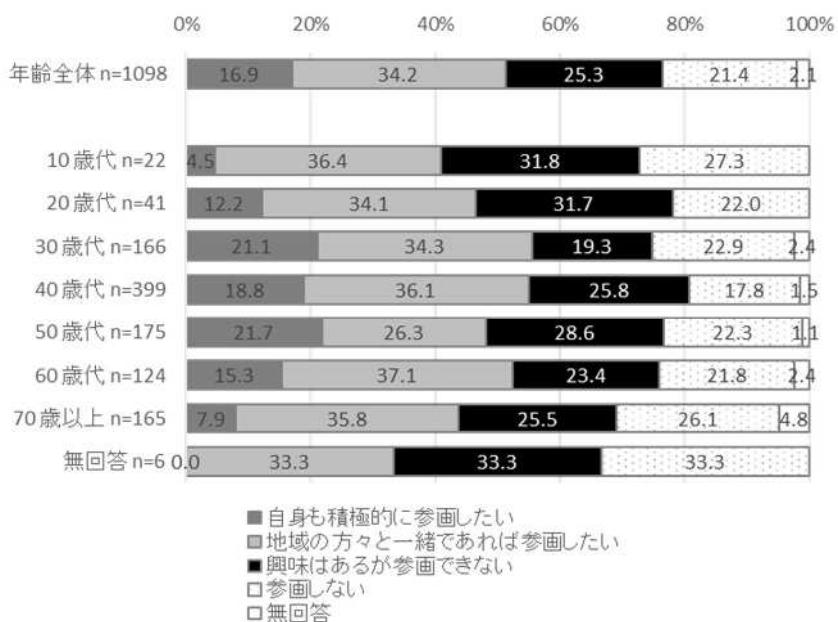
- ・「図書館や特別教室等、地域住民に開放されている空間」が41.5%で最も多く、
- ・次いで「授業時間外に児童生徒の学習を支援できるスペース」が35.4%、
- ・「保護者、PTA、地域住民、学校ボランティア等の人たちが気軽に立ち寄れるスペース」が34.7%



<交流や協働活動への参画意向>

Q 学校敷地内で交流や協働活動を実施した場合の参画 (Q5 SA) ※グラフ参照

- ・全体では、「地域の方々と一緒にあれば参画したい」が34.2%で最も多く、
- ・次いで「興味はあるが参画できない」が25.3%
- ・年齢別でみると、50歳代が21.7%、30歳代が21.2%で「積極的に参画したい」割合が高く
- ・「地域の方々と一緒にあれば参画したい」では、60歳が37.1%、40歳代が36.1%で高くなっている。
- ・30歳代、40歳代、60歳代の過半数で参画意向がある結果となっている。



<実施するとよいと思う交流や協働活動(自由記述回答)>

主な意見として以下の内容があげられた。

内 容	件数
地域交流	69
農業体験、職業体験	62
学習支援	56
スポーツ体験	51
地域の伝統行事	24
防災活動(訓練)	22
文化・芸術活動	20
絵本の読み聞かせ	19
ボランティア活動	12
他学年交流	10
ビオトープの設置	8
食で地域交流(子ども食堂など)	6

その他で以下のような内容もあげられている。

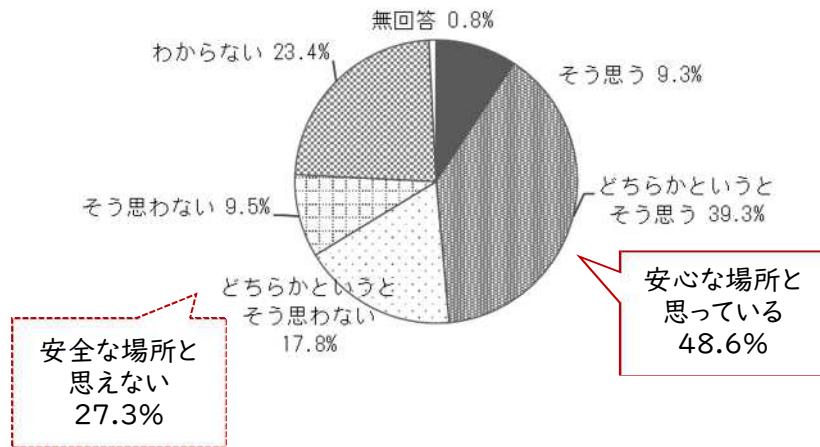
- ・国際交流
- ・フリーマーケット
- ・高齢者のリハビリ
- ・企業のキャリア教育
- ・DIY教室 など

地域に開かれた安全・安心な学校施設について

<学校施設の安全・安心>

Q. 近隣の中学校は、防犯の視点で安心な場所か (Q7-1 SA) ※グラフ参照

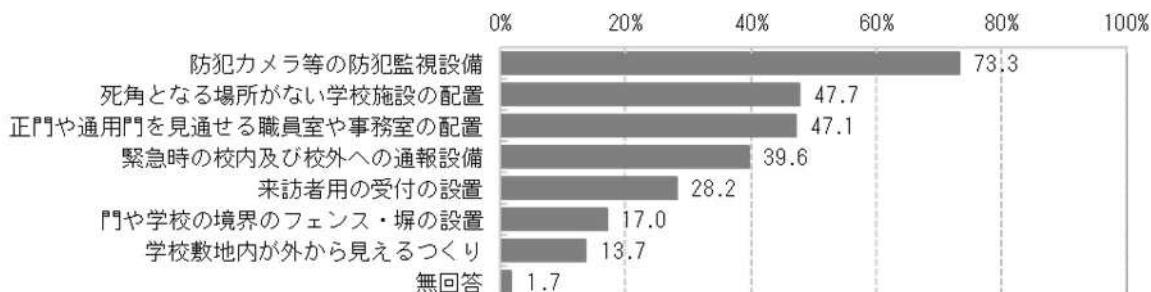
- ・「安心な場所と思っている」が 48.6%
- ・一方で、「安全な場所と思えない」は、27.3%
- ・「わからない」が 23.4%。



<安全・安心な学校施設に必要なこと>

Q. 安全・安心な学校施設にとって特に重要なこと (Q7-2 MA) ※グラフ参照

- ・「防犯カメラ等の防犯監視設備」が 73.3%で最も多く
- ・次いで「死角となる場所がない学校施設の配置」が 47.7%、「正門や通用門を見通せる職員室や事務室の配置」が 47.1%

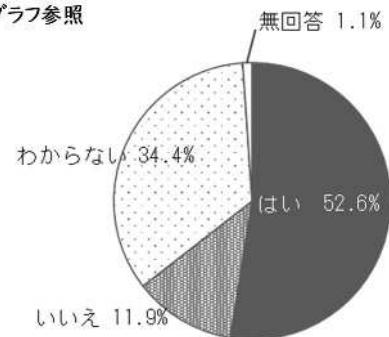


地域の防災拠点としてのあり方について

<避難場所に関して>

Q. 災害発生時、近隣小中学校への避難 (Q8-1 SA) ※グラフ参照

- ・「はい」が、52.6%で、「いいえ」が 11.9%、
- ・「わからない」が 34.4%



<避難所として利用しない、わからない理由>

主な理由として、以下理由があげられている

距離的な問題

- ・家から遠い
- ・足が不自由で自由に歩けない
- ・公民館を利用する

安全・安心

- ・自宅の方が安心・安全と思うから
- ・校舎が古くて逆に危険を感じる

避難所の環境

- ・人が多く居場所がないから
- ・ペットを飼っているから
- ・障害者がいるので、大勢の中で避難生活ができないなど

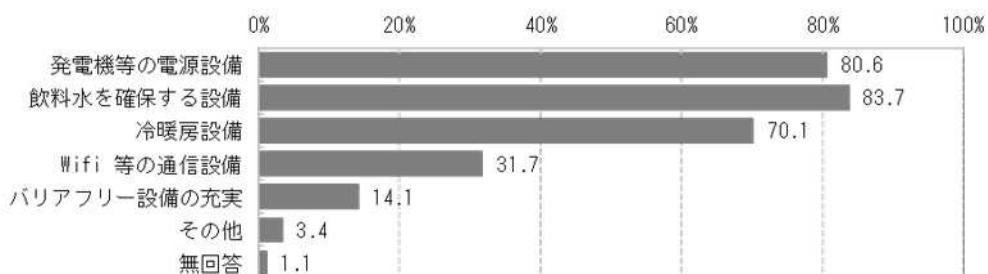
その他

- ・災害の状況によって判断する

<防災拠点として重要な設備>

Q. 防災拠点として、特に重要だと思う設備 (Q8-2 MA) ※グラフ参照

- ・「飲料水を確保する設備」が 83.7%で最も多く、
- ・次いで「発電機等の電源設備」が 80.6%、「冷暖房設備」が 70.1%



他の意見として以下の内容があげられている

- ・プライバシーが守られる空間(15)
- ・トイレ(3)
- ・簡易ベッド、間仕切り(3)
- ・個室の確保(2)
- ・シャワー室 など

5. 各務原市学校建替基本方針策定に関するワークショップの実施について

本方針の策定では、令和5年6月に児童の意見、保護者の意見、及び地域情報を聞き取ることを目的としてワークショップを実施しました。

【実施概要】

■開催日:令和5年6月11日(日)午前の部10:00~11:30、午後の部14:00~15:30

■参加者:各務原市の小学生4~6年生とその保護者18組

■テーマ:	児童向け	テーマ①	「こんな教室がいい」
		テーマ②	「こんな場所でこんなことをしたい」
	保護者向け	テーマ③	「地域性について」

テーマ①:「こんな教室がいい」の結果

<現在の持ち物の収納場所>

	ロッカーの中	机の引き出し	ロッカーの上	教室外	その他
ランドセル	19	—	—	—	—
体操服	2	—	—	2	11 (家から着ていく)
教科書	7	8	3	2	—
タブレット	—	3	4	1	—
絵具・習字道具	10	1	2	3	—

<教室に対する意見>

ロッカー

- 空き教室に荷物を置いているが、教室の中にしまいたい
- 教室によってはランドセルが入らないロッカーがある
- 2人で1つのロッカーなので個人ロッカーが欲しい
- タブレットが充電できると良い
- 大きなロッカーが教室外にあるとよい

黒板・電子黒板

- 黒板は粉が落ちる
- 電子黒板が光の反射で見えないときがある
- 電子黒板は教科書の代わりになり良い
- 黒板の方が書きやすい
- どちらにも良さがあるので両方あった方が良い

教室

- 机との間、最後列とロッカーの間が狭い
- 教室が狭い

机

- 机が大きいと嬉しいが、重たくなるのは嫌
- 机が小さい
- 普段は狭いと思わないが、ドリルを使うと狭い
- 引き出しが大きい方がいい
- 机の大きさは今の大きさで良い

窓・窓際

- 廊下側に窓が欲しい
- 窓際に空調が届かない
- 息抜き外に出られる場所があるといい
- 工事の音や飛行機の音がとてもうるさい

廊下・オープンスペース

- 体操服をかけるフックに引っ掛かりそうになる
- 廊下が狭いため広くして欲しい
- けがをする人が多いので広い方が良い
- 廊下にロッカーがあれば教室が広く使える

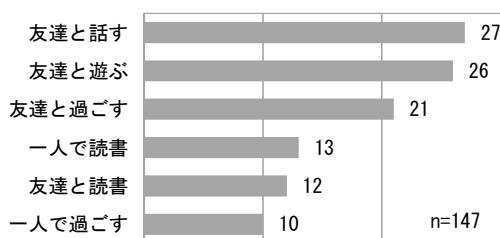
テーマ①まとめ

- 児童の持ち物は概ねロッカーの中や机の引き出しに収納されているが、ロッカーの上や廊下・空き教室に保管しているものも見られた。
- 机の広さについて狭いと回答する児童より、引き出しが狭いと回答する児童の方が多く見られた。
- 教室では、教室の大きさ、出入口の幅、飛行機の騒音対策、電子黒板の反射対策が、教室外では、廊下の狭さ、トイレの古さに対して意見が集まった。

テーマ②:「こんな場所でこんなことをしたい」の結果

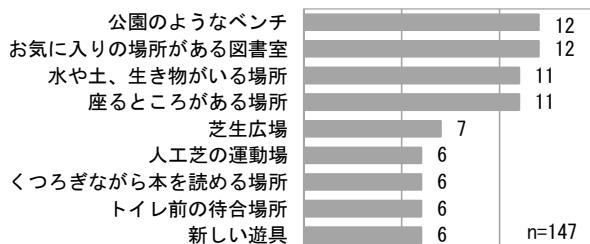
<学校でどんな過ごし方をしたいか>

上位 6 行為(貼付された行動シールの数)



<どんな場所で過ごしたいか>

上位 9 か所(場所ごとの貼付された行動シールの数)



<行為ごとの環境と代表的な理由> 各環境上位 3 か所 (丸数字は貼付された行動シールの数)

「話す」環境

1. 水や土、生き物がいる場所 ⑥
2. 自由に使える広いホール ③
3. 公園のようなベンチ ④

「遊ぶ」環境

1. 人工芝の運動場 ④
2. 芝生広場 ④
3. 新しい遊具 ④

「勉強」環境

1. 大きい机、高さを調整できるイス ③
2. やわらかい雰囲気の図書館 ②
3. 色々な資料がある場所 ② 他 2 か所

「過ごす」環境

1. 公園のようなベンチ ⑦
2. 座るところがある場所 ⑤
3. トイレ前の待合場所 ④

「読書」環境

1. お気に入りの場所がある図書室 ⑩
2. くつろぎながら本を読める図書室 ⑥
3. 座るところがある場所 ③

代表的な理由

- ・【水や土・生き物がいる場所】…先生や友達と観察会ができる場所が欲しい
- ・【人工芝の運動場】…土だけがをしたり、汚れたりするので芝生の方が良さそう
- ・【大きい机、高さを調整できるイス】…個人の体型に合わせられるから欲しい、机、いすが小さい子がいる
- ・【公園のようなベンチ】…外でも座って話せる場所が欲しい、外でも日よけや屋根があると良い
- ・【座るところがある場所】…教室以外に座って話せると良い、違うクラスの子と話ができる
- ・【お気に入りの場所がある図書室】…放課後でも良いので図書室など学校でゆっくり過ごせる時間が欲しい
- ・【くつろぎながら本を読める図書室】…みんなで読書する場所と静かに読書できる空間の両方が欲しい
- ・【みんなで給食を食べられるランチルーム】…ご飯を食べながらみんなとお話ししたい
- ・【落ち着ける狭い場所】…ひとりで過ごしたい時もある

テーマ②まとめ

ワークショップでは、基本方針では検討されてこなかった児童目線の過ごし方・居場所について意見が上がった。

- ・貼付された行動シールから、児童たちは学校を勉強だけでなく、友達と話し、遊び、過ごす場所であると認識しており、それらができる環境を求めていることが分かった。
- ・これら「話す」、「遊ぶ」、「過ごす」の行為は、教室内で完結するのではなく、廊下のような共用スペースや屋外で自分の好きな場所で、好きな友達と一緒にいたいという思いから来ていることが分かった。
- ・屋外では、生き物などの自然を感じられる場所や、ベンチに座れる場所、景色を見渡せる場所に意見が集まり、ボール遊びや鬼ごっこのようなグラウンドを使った遊び以外の外での過ごし方を求めていることが分かった。
- ・また、雨の日でも遊べる場所や体育館の開放といった意見も上がった。
- ・読書に適した場として、自分の好きな場所で好きな体勢で本が読める図書室を求める意見が多く上がった。
- ・一方で、図書室では調べものしたり、友達と勉強したりして過ごしたいといった意見もあり、多様な居場所、機能が求められていることが分かった。